



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	台湾における違憲審査制
Author(s)	李, 仁淼; Lee, Ren Miao
Citation	北大法学論集, 47(5), 323-375
Issue Date	1997-02-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15693
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(5)_p323-375.pdf



台湾における違憲審査制

目次

はじめに

第一章 現行統治機構の概観

第一節 五権憲法の下での統治機構

第一款 「中華民国憲法」

第二款 現行統治機構

第二節 司法院の組織

第一款 院長・副院長

第二款 院内組織

第二章 違憲審査制の沿革

第一節 憲法制定過程

李
仁
水
水

- 第一款 大法官に関する規定
 - 第二款 司法院に対する理解
 - 第三款 司法院組織法の制定と第一期大法官の就任
 - 第二節 大法官の職権を行う手続法の変化
 - 第一款 司法院大法官会議規則
 - 第二款 司法院大法官會議法
 - 第三章 現行違憲審査制
 - 第一節 実定法における規定
 - 第一款 司法院組織法
 - 第二款 司法院大法官審理案件法
 - 第二節 憲法解釈の手続
 - 第一款 政府機関の申請による憲法解釈
 - 第二款 人民・法人・政党の申請による憲法解釈
 - 第三節 憲法法院
 - 第一款 成立の経緯
 - 第二款 運営の手続
 - 第三款 憲法法院の役割
- おわりに

はじめに

本稿は、台湾における違憲審査制、とくにその沿革および運用手続に関する議論を紹介し、考察するものである。

本稿は、台湾の司法院が発行した憲法判例集である『司法院大法官會議解釋彙編』、『司法院大法官會議釋續編(一)——

(七)』などを参考にして、台湾の違憲審査制の制度面・手続面の究明を試みるものである。また、台湾において司法院大法官會議によって違憲審査を行う制度が発足して以来、その手続法は、一九四八年の司法院大法官會議規則、一九五八年の司法院大法官會議法および一九九三年の司法院大法官審理案件法の三つがある。本稿では、この三つの手続法について、制度面・手続面の問題点を考察・検討することにする。

なお、台湾では司法院大法官會議による憲法解釈という独特の違憲審査制を採用している。司法院大法官會議は、一九四八年に発足してから一九九六年二月までに既に二四七件の憲法解釈を下した。本稿では、とくに制度面や手続面に直接に関連する憲法解釈の他に、個々の具体的な憲法解釈例までは逐一検討するものではない。

まず、台湾における統治機構を概観する(第一章)。次に、

違憲審査制の沿革に関して、司法院大法官會議規則と司法院大法官會議法の二つの手続法を中心に考察する(第二章)。さらに、現行制度の手続、運用および学説などを紹介する(第三章)。最後に若干私見をまとめることにする。

第一章 現行統治機構の概観

第一節 五権憲法の下での統治機構

第一款 「中華民國憲法」

日本では、宮沢俊義⁽¹⁾、田中二郎『中華民國憲法草案』、同『中華民國憲法確定草案』⁽²⁾、高橋勇治『中華民國憲法』⁽³⁾、李鴻禧『中華民國における立憲政の病理的分析』⁽⁴⁾、楊日然『中華民國大法官會議の組織と機能』⁽⁵⁾の他には、憲法学の観点から体系的に台湾の憲法問題を考察する文献はほとんど見当らない。

台湾の「中華民國憲法」は、孫文の五権憲法論を指導原理とするものである。五権とは行政、立法および司法の三権の他に、考試(公務員人事)および監察(國政調査)の二権を加えた五つの法権を言い、この五権に対し、國民は選挙権、官吏の罷免

権、法律の創制権 (initiative)、法律を再審する複決権 (referendum) の四権をもって、政府を監督する。本稿は、この五権憲法論を詳細に検討するものではないが、李鴻禧教授によれば、孫文の五権憲法論の矛盾や病理としては、①「権能区分制」の不当性、②「政權」を国民大会により行使させることの不当性、③考試、監察の二権の独立への懷疑などが指摘されている。⁽⁷⁾

第二款 現行統治機構

孫文の五権憲法論にはいくつかの問題点があるが、現行「中華民国憲法」もこの理論の影響を強く受けており、いわゆる五権分立の体制が取られている。しかし、現行憲法は、孫文の憲法論を修正なしにそのまま採用しているわけではない。とくに一九九一年、一九九二年および一九九四年の三度の憲法改正を経てから、統治機構の実際の運営は、孫文の五権憲法論の原型と相当異なってきた。

憲法の条文から見ると、司法院は直接に民事、刑事および行政訴訟を担当しているかのように見える。しかし、実際には、司法院は具体的な訴訟事件を担当せず、司法行政を担当するの

みである。裁判機関による憲法解釈、とくに法令の違憲審査権は、司法院の中に設けられた司法院大法官會議（以下、大法官會議）に専属する。以下では、台湾の違憲審査制を考察する前提として必要なかぎりで行現統治機構を概観する。

一 国民大会

国民大会の職権としては、①副總統の補欠選挙、②總統・副總統の罷免案の提出、③監察院が提出した總統・副總統に対する弾劾案の議決、④憲法の改正、⑤立法院が提出する憲法修正案の複決（再議）、⑥總統が指名する人員に対する同意権（憲法第二七条第一項および憲法増補条文第一条第三項）⁽⁸⁾が挙げられる。国民大会の集會は、上記の①④⑤⑥の職権を行使するとき、または国民大会代表の五分の二以上による国民大会召集の要求があるとき、總統が召集する。前記職権の②③により集會するときには、国民大会議長が集會を国民大会に通告する。国民大会議長が選任されていないときには、立法院院長が集會を通告する。国民大会は、その集會時には、總統の国情報告を聴取することができるが、併せて国是を検討し、建議を提供する。国民大会が一年内に集會しない場合は、總統が臨時集會を召集する。国民大会代表は、第三期国民大会代表から四年ごとに改選され

ることになっている。

二 総統

総統の職権は次の通りである。①国家元首として対外的に中華民國を代表する。②陸海空軍を統帥する。③憲法の規定により条約締結ならびに宣戦および講和を行う。④法により戒厳令を宣布する。ただし立法院の可決または追認を経なければならぬ。⑤法により大赦、特赦、減刑および復権の権限を行使する。⑥法により文武官吏を任免する。⑦法により栄典を授与する。⑧院と院の間の紛争に対して、この憲法に規定がある場合を除いて、関係各院院長を招集し、協議・解決することができる。⑨国家もしくは人民が緊急の危難に遭遇することを避け、または財政経済上重大な変動を処理するため、行政院會議の議決を経て緊急命令を發布し、必要な処置をとることができる。憲法第四三條の制限を受けない。ただし、命令發布後一〇日以内に立法院に提出して追認を受けなければならない。立法院が同意しないときは、その緊急命令は直ちに効力を失う。⑩国家の安全に関する大政方針を決定するため、国家安全會議およびそれに所属する国家安全局を設置することができる。その組織は法律で定める。

総統および副総統は、台湾地域（中華民國自由地区）全体の人民がこれを直接選挙する。その選挙は、一九九六年第九代総統・副総統選挙から実施する。総統および副総統の任期は、第九代総統・副総統から四年とし、再選されたときは、一期のみ再任されることができる。⁽¹²⁾

三 五院

現行統治機構は、総統および国民大会のほかに、行政、立法、司法、考試および監察の五院から構成される。以下、これらについて、関連する重要な憲法規定を概観する。

(一) 行政院⁽¹³⁾

行政院は国家の最高行政機関である。行政院院長は、総統が指名し立法院の同意を経て任命される（憲法第五三條）。行政院は次のように立法院に対して責任を負う。①行政院は立法院に施政方針および施政報告を提出する責任を有する。立法委員は、開会中、行政院院長および行政院各部会首長に対して質問する権限を有する。②立法院が、行政院の重要政策に賛同しないときは、議決を以て行政院にその変更を要求することができる。行政院は、立法院の議決に対して総統の裁可を経て立法院に再議を要求することができる。再議の場合に、出席する立法

委員の三分の二が原議決を維持したときは、行政院院長は直ちにその議決を受諾するか、または辞職しなければならない。③行政院が立法院で議決した法律案、予算案または条約案について執行困難と認めた場合は、總統の許可を経て、その議決案が行政院に送達されてから一〇日以内に立法院に再議を要求することができる。再議のときに出席立法委員の三分の二が原案を維持したときは、行政院院長は直ちにその議決を受諾するか、または辞職しなければならない（憲法第五七条）。

行政院には、行政院會議を設け、行政院院長、副院長、各部會首長および部會を主管しない政務委員がこれを組織し、院長が主席となる。行政院院長および各部會首長は、立法院に提出すべき法律案、予算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、講和案、条約案およびその他の重要事項または各部會に渉る共同關係事項を、行政院會議に提出して議決しなければならない（憲法第五八条）。

(2) 立法院⁽¹⁴⁾

立法院は、国家の最高立法機関であり、人民の選挙した立法委員によって組織され、人民を代表して立法権を行使する。立法院は、法律案、予算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、講和案、条約案および国家のその他の重要事項を議決する権限を有する

（憲法第六三条）。

(3) 司法院⁽¹⁵⁾

司法院は、国家の最高司法機関であり、民事、刑事、行政訴訟の裁判および公務員の懲戒を掌理する（憲法第七七条）。司法院は、憲法を解釈し、かつ法律および命令を統一解釈する権限を有する（憲法第七八条）。司法院には院長・副院長各一名、大法官若干名が置かれ、それぞれ總統が指名し、國民大会の同意を経て任命される。司法院大法官は、憲法第七八条の規定による場合を除いて、ともに憲法法院を組織して政党違憲による解散事項を審理する（憲法增補条文第四条第一項・第二項）。

(4) 考試院⁽¹⁶⁾

考試院は、国家の最高考試機関として、次のことを掌理する。すなわち、①考試（公務員試験）、②公務員の資格審査、保障、慰謝および退休職、③公務員の任免、考課、俸給、昇進転任および褒賞（憲法增補条文第五条第一項）。

考試院には院長および副院長各一名、考試委員若干名が置かれ、總統が指名し、國民大会の同意を経て任命される（憲法增補条文第五条第二項）。

(5) 監察院⁽¹⁷⁾

監察院は、国家の最高監察機関として、弾劾⁽¹⁸⁾、糾弾⁽¹⁹⁾および

計監査権を行使する（憲法増補条文第六条第一項）。監察院は、監察権を行使するために、行政院およびその各部会の発布する命令および関係する文書を調査・閲覧することができる（憲法第九五条）。監察院は、それぞれの委員会の審査および議決を経て是正案を提出し、行政院およびその関係部会に移送して、その注意・改善を促すことができる（憲法第九七条）。監察院に監察委員二十九名を置き、かつその中の一人を院長、一人を副院長とし、任期を六年とする。監察委員は總統の指名、国民大会の同意を経て任命される。中央公務員・地方公務員ならびに

司法院および考試院の職員に対する監察院の弾劾案は、監察委員二人以上の提議と九人以上の審査決定を経なければ、これを提出することができない。總統および副總統に対する監察院の弾劾案は、監察委員全体の過半数による提議と、監察委員全体の三分の二以上の議決を経て国民大会に提出されなければならない。⁽²⁰⁾この場合は、憲法第一〇〇条の制限を受けない。

第二節 司法院の組織

台湾の裁判組織は、民・刑事裁判を地方法院・高等法院・最高法院の三審級制からなる普通法院に、行政裁判を一番級制か

らなる行政法院に所管させる、二元的裁判制度を採用している。他方、公務員の懲戒も司法権に属し、公務員懲戒委員会が管轄する。

司法院は、前述したように、具体的な訴訟事件の裁判を行っていない。現行司法院組織法⁽²¹⁾によると、司法院の組織は、①院長および副院長、②大法官會議、③秘書処（事務局）および④四つの庁などの内部組織に分けられる。また、司法院組織法第七條は、「司法院に各級法院、行政法院及び公務員懲戒委員会を設ける。その組織は、均しく法律で別に定める」と規定する。この中で、大法官および大法官會議をめぐる組織の問題点については第二章第二節で検討する。以下、司法院院長、副院長および司法院の各庁などの院内組織を簡単に紹介する。

第一款 院長・副院長

司法院組織法第八條は、司法院の院長・副院長に関する規定である。その内容は次の通りである。⁽²²⁾①司法院院長は、院務を総理し、所屬機關を監督する。②司法院院長が事故によって職務を執行することができないときは、副院長がその職務を代理する。③司法院院長が欠員のときは、副院長がその職務を代理

する。その代理期間は、総統が指名し国民大会の同意を経て後継院長が総統から任命される日までである。④司法院副院長に欠員が生じたときは、後継副院長が総統の指名に対する国民大会の同意を経て総統から任命される日まで、欠員としておく。⑤司法院院長・副院長が同時に欠員のときは、総統は大法官の中から、一人を院長代理に指名する。その代理期間は総統が後継の院長・副院長を指名し、国民大会の同意を経て、総統が任命する日までである。

司法院の院長・副院長に関わる主な問題点は、院長および副院長が大法官や法官の身分を有しないにもかかわらず、大法官会議に出席することができるということである。これは司法の独立を侵害するのではないかと批判されている。司法院院長・副院長の問題点は、第三章第一節第一款で検討することにする。

第二款 院内組織

(1) 秘書処

司法院組織法第九条および第一〇条により、⁽²³⁾司法院秘書処は、文書の保管、公文書の起草、大法官会議の記録、各種司法会議の計画および議事に関する事項などの事務を所管する。

(2) 各庁

司法院には民事庁、刑事庁、行政訴訟・懲戒庁および司法行政庁を設ける(司法院組織法第一一条)⁽²⁴⁾。各庁は、それぞれ民事、刑事、行政および公務員懲戒に関する司法行政を管轄する。各庁の所管事項については、⁽²⁵⁾司法院組織法第一二条から第一五条に規定されている。

註

- (1) 宮沢俊義『田中二郎』中華民国憲法草案(有斐閣・一九三六年)。
- (2) 宮沢俊義『田中二郎』中華民国憲法確定草案(有斐閣・一九三七年)。
- (3) 高橋勇治『中華民国憲法』(有斐閣・一九四八年)。
- (4) 李鴻禧『中華民国における立憲政の病理的分析』芦部古稀祝賀『現代立憲主義の展開・下』(有斐閣・一九九三年) 八三九頁以下。
- (5) 楊日然『中華民国大法官會議の組織と機能』ジュリス ト九九九号(一九九二年) 九八頁以下。
- (6) この点については、李・前掲論文(註4)の中に優れた分析が見出される。
- (7) 同・右論文八五七―八六二頁参照。
- (8) 憲法条文の日本語訳は、主に張有忠翻訳・監修『中華

- 民国六法全書』（日本評論社・一九九三年）参照。なお、一九九四年に改正された憲法の条文は同書に収録されていないので、謝瑞智『修憲春秋』（文筆書局・一九九四年）一九〇―一九九頁参照。
- (9) 憲法増補条文第一条第四項。謝・右書一九一―一九二頁参照。
- (10) 憲法第三五条、第三六条、第三八―四〇条、第四一―四四条および憲法増補条文第二条第四項・第五項。張・前掲書（註8）一三一―一四頁、謝・前掲書（註8）一九五頁参照。
- (11) 憲法第四三条は「国家に天災・疫病が発生し、又は国家財政経済上重大な変動があり急速な処分を必要とする場合は、総統は、立法院休会期間中にあるは、行政院會議の決議を経て緊急命令を發布し、必要な処置をとることができ。但し命令發布後一箇月内に立法院に提出して追認を求めなければならない。立法院が同意しないときは、その緊急命令は、直ちに効力を失う」と規定している。条文は、張・前掲書（註8）一三頁による。
- (12) 条文は、謝・前掲書（註8）一九二―一九三頁参照。
- (13) 条文は、張・前掲書（註8）一三一―一四頁参照。
- (14) 条文は、張・前掲書（註8）一四頁参照。
- (15) 条文は、張・前掲書（註8）一四頁、謝・前掲書（註8）一九五頁参照。
- (16) 条文は、謝・前掲書（註8）一九五―一九六頁参照。
- (17) 条文は、謝・前掲書（註8）一九六頁、張・前掲書（註8）一四頁参照。
- (18) 監察法第八条によれば、弾劾案が提案委員以外の監察委員九人以上の審査および決定を経て成立した後、監察院は、直ちに懲戒機関にこれを提出しなければならない。条文は、張・前掲書（註8）四七頁参照。
- (19) 監察法第一九条第一項によれば、監察委員が、公務員について違法または職務怠慢行為があり、停職またはその他の緊急処分をしなければならないと認めるときは、書面を以て糾弾し、他の監察委員の三人以上の審査および決定を経て、監察院が被糾弾者主管長官またはその上級長官に移送しなければならない。条文は、張・前掲書（註8）四七頁参照。
- (20) 憲法第一〇〇条は、「監察院の総統、副総統に対する弾劾案については、監察委員全体の四分の一以上の提議と監察委員全体の過半数の審査及び決議があるとき初めて国民大会に提出することができる」と規定している。条文は張・前掲書（註8）一五頁による。
- (21) 陶百川ほか編『最新六法全書』（三民書局・一九九三年）五四―五六頁参照。
- (22) 同・右書五四頁参照。
- (23) 同・右書五四頁参照。

(24) 司法院組織法は、一九九二年十一月二〇日の改正前には、民事庁を第一庁、刑事庁を第二庁、行政訴訟・懲戒庁を第三庁、司法行政庁を第四庁と称していた。

(25) 陶・前掲書(註21) 五四―五五頁参照。

第二章 違憲審査制の沿革

第一節 憲法制定過程

台湾の現在の違憲審査制は、現行憲法施行前の、裁判機関による質疑解釈の制度に由来すると言われている。⁽¹⁾ 現行憲法が施行される前に、すでに法令の統一解釈制度が成立していたのである。以下、まず、憲法制定過程に即して、第一期大法官が就任するまでの経緯を紹介する。

第一款 大法官に関する規定

一九四六年一月一〇日から一月三一日まで、中国国民党、中国共産党、民主同盟、中国青年党および無党派の代表は、重慶で政治協商会議(以下、政協)⁽²⁾⁽³⁾を行った。ここでは、国民政府

改造案の採択、制憲国民大会案の採択および五五憲草修正原則の採択という三つの成果が挙げられた。⁽⁴⁾ 五五憲草修正原則の第四項によると、「司法院は国家の最高法院であり、司法行政を兼管せず、大法官若干名によりこれを組織し、大法官は総統が指名し監察院の同意を経て任命する。各級法官は党派を超越しなければならぬ」とされる。⁽⁶⁾ ここに「大法官」という名称が初めて見出される。

政協が一月三一日に終わった後、五五憲草に対する修正案を制定するため、政協に参加した各党派から五名ずつ、そして各党派が共同に一〇名の有識者を推薦し、計三五名をもって、政治協商会議憲法草案審議委員会が設置された。⁽⁷⁾

一九四六年一月一日、国民大会が南京の国民大会堂で開かれた。国民大会に提出する「中華民國憲法草案」は、同年一月二八日に国民政府によって国民大会に提出された。⁽⁸⁾ この中華民国憲法草案の中には、司法に関する条文が第八二条から第八七条までの六か条ある。⁽⁹⁾ その第八二条は、「司法院は国家の最高審判機関であり、民事、刑事、行政訴訟及び憲法の解釈を掌理する」と規定されている。

この憲法草案の制憲国民大会への上程後、第八二条に対して、第四審議会⁽¹⁰⁾から、次のような三つの修正案が出され、争われた。

① 司法院は国家の最高司法機関であり、民事、刑事、行政訴訟の審判および公務員の懲戒を掌理する。

② 司法院は国家の最高司法機関であり、民事、刑事、行政訴訟の審判、公務員の懲戒および各級法官の任命監督を掌理する。

③ 司法院は国家の最高司法機関であり、民事、刑事、行政訴訟の審判、公務員の懲戒、各級法官の任命・監督およびその他の司法行政を掌理する。

結局、総合審査委員会は、①の意見を採用し、憲法草案第八二条の「国家の最高審判機関」を「国家の最高司法機関」（現行憲法第七七条）に修正し、また憲法草案第八二条の「憲法の解釈」という部分を憲法草案第八六条の「法律及び命令を統一解釈する権限」という部分と併せて現行憲法第七八条とした。また、司法院の組織に関する憲法草案第八三条は、現行憲法第七九条になり、「大法官」に憲法解釈および法律・命令の統一解釈を行わせることとなった。⁽¹¹⁾

第二款 司法院に対する理解

司法院に対する理解について、学説上は憲法制定過程において、司法院は国家の最高裁判機関であり、具体的事件の裁判を

担当し、アメリカの連邦最高裁判所に相当すると理解されたという見解が有力である。⁽¹²⁾ その根拠づけは、次のようにまとめることができる。① 制憲過程において、「司法院は、国家の最高法院であり……大法官若干名により、これを組織し」という政協の五五憲草に対する修正原則の第四項の趣旨を修正する論議または記録が見られない。したがって、司法院の地位はアメリカの連邦最高裁判所に相当する。⁽¹³⁾ ② 制憲国民大会で、憲法を審議する段階において、憲法草案の内容について内容の説明に際して、当時の立法院院長孫科（孫文の息子）から、司法院が「アメリカの（連邦）最高裁判所」に相当するという旨の発言があった。⁽¹⁴⁾ ③ 制憲国民大会が憲法草案第八二条の「国家の最高審判機関」を「国家の最高司法機関」と変えたのは、他の四つの院の規定と平仄を合わせるためであり、必ずしも特別の意味を有するわけではない。⁽¹⁵⁾

以上の制憲過程から見れば、政協における五五憲草修正原則第四項の審議に対応するものが必要から制憲国民大会に上程した憲法草案の国民大会での審議までの段階で、アメリカの連邦最高裁判所が司法院のモデルであるとされていたことが窺われる。

第三款 司法院組織法の制定と第一期大法官の就任

一九四七年三月三十一日に司法院組織法が国民政府によって公布され、その第四条は「司法院に民事廷、刑事廷、行政裁判廷及び公務員懲戒委員会を設ける」と規定している。司法院組織法のこの規定を見れば、その立法趣旨は政協の五五憲草修正原則の「⁽¹⁶⁾司法院は、国家の最高法院である」という原則に沿ったものである。

しかし、司法院組織法が施行される前に、国民政府は、同年二月二十五日にこの法律を改正し、司法院の他に、最高法院、行政院および公務員懲戒委員会を設けた。また、司法院の下に大法官会議が設置され、この大法官会議は、具体的な審判を担当せず、憲法解釈および法令の統一解釈のみを行うようになっている。改正後の司法院組織法は一九四八年六月二四日から施行され、同年七月に總統は、憲法および司法院組織法の規定により大法官一七名を指名し、監察院の同意を求めたが、投票の結果として二人についてしか同意を得られず、またそのうちの二人は時局のために就任できなかった⁽¹⁷⁾ので、第一期大法官に就任した人数は一〇人にすぎなかった。

制憲過程から見れば、司法院はアメリカの連邦最高裁判所を

モデルにしたものと理解される。しかし、一九四七年二月の司法院組織法の改正によって、台湾の違憲審査権は大法官会議に集中し、大陸型違憲審査制に近い制度になった⁽¹⁸⁾。

第二節 大法官の職権を行う手続法の変化

大法官会議の成立後、すでに四八年が経過し、また大法官が権限を行使する手続上の法令には、これまでに司法院大法官會議規則（一九四八年九月一六日公布）、司法院大法官會議法（一九五八年七月二二日公布）および現行の司法院大法官審理案件法（一九九三年二月三日公布）の三つがある⁽¹⁹⁾。大法官は、一九四八年七月に第一期大法官が就任し、今日（一九九六年二月現在）、すでに第六期大法官に入っている⁽²⁰⁾。

以下では、まず、司法院大法官會議規則および司法院大法官會議法の二つの法令について、大法官會議が職権を行使する手続を紹介する。

第一款 司法院大法官會議規則

第一期大法官は、一九四八年七月に就任した後、同年八月三

日から九月一五日までに四回の会議を開き、九月一五日に司法院大法官會議規則（以下、會議規則）二一か条を採択した。翌日、同規則は司法院による公布を経て施行された。

その後、国民党政權が台湾に移ってから、一九五二年四月一日に台湾で初めて行われた大法官會議は、この會議規則の第一二条および第一五条について修正を加えた。會議規則は第一期大法官が憲法解釈を行う手続上の重要な根拠であり、また、その後の司法院大法官會議法および司法院大法官審理案件法のモデルとなっている。以下、その主な条²⁾文を列挙しておく。

「憲法により大法官に解釈させるべき事項は、大法官會議の議決でこれを行う」（第二條）。「中央又は地方機關は、その職權について憲法の適用に関して疑義が発生したとき、又法律命令の適用に関して憲法に抵触する疑義が発生したとき、解釈を申請することができる」（第三條）。「申請する機關に上級機關がある場合は、その申請は上級機關を経由して伝送しなければならぬ。上級機關は規定に適合しない申請を伝送してはならない。職權によつて解決すべきときも同じである」（第五條）。「大法官會議が開会するときには司法院院長を主席とし、院長が事故のため主席になれないときには、大法官の互選により一人を主席とする。大法官會議が開会するときには、中央政府所

在地全体の大法官の三分の二以上の出席がなければならない。大法官會議が議決するときには中央政府所在地全体の大法官の過半数の同意がなければならない。可否同数のときには、主席の決するところによる」（第二二條）。

會議規則の施行後、そのいくつかの問題点についての学説からの主な批判は、次のように要約することができる。

①大法官會議は憲法解釈および法令の統一解釈を担当し、その解釈は人權保障などに強い影響を与えるはずである。それにもかかわらず、大法官の職權の行使に関する手続について、立法の手続によらずに、大法官自ら規則を制定すること自体に違憲性がある。

②會議規則によれば、大法官會議に憲法解釈を申請できるのは中央または地方機關に限定されている。一般の國民は、係争中の訴訟で適用される法律の違憲を理由に大法官に憲法解釈を申請することができない。したがって、かりに國民の人權が違憲の法律によつて侵害されても、救済の道が開かれていない。

③會議規則第一九條は、「解釈事件の配分、審査、討論及びその他の経過状況はすべて秘密として厳守すべきである」と規定しており、裁判の公開の原則に違反している。また、會議規則の中には、口頭弁論、立証責任、弁護人の依頼などの訴訟の

手続についても、何らの規定も見出されない。⁽²²⁾

④会議規則第一二条の規定によると、大法官会議の定足数は、司法院組織法が規定する大法官の総定数（一七名）を基準として算定するのではなく、中央政府所在地（台北）にいる大法官全体の三分の二以上の出席だけで大法官会議を行うことができるとされている。しかし、一九五二年から一九五八年の間に中央政府所在地（台北）にいた大法官は、僅か九名であった。極端な場合、六名の大法官の出席のみで大法官会議を開催できる。また、憲法解釈が法令の統一解釈を問わずに、中央政府所在地の全体大法官の過半数の合意で可決できる。憲法解釈の手続は軽率だと批判されていた。⁽²³⁾

会議規則が施行されてから司法院大法官會議法が施行されるまでに、計七九件の解釈が下され、この中で憲法解釈は二五件である。また、一般市民は憲法解釈の申請権を有していなかったため、解釈を申請される事案は、政府機関のための法令の統一解釈が中心であり、人権擁護の憲法解釈はほとんど見られない。人権侵害の憲法解釈がいくつか見られる。⁽²⁴⁾

第二款 司法院大法官會議法

一 制定の背景

一九五七年に立法院の立法委員が「国会連合会中国小組」を結成し、世界の国会の提携組織である「国会連合会」に加盟の申請をした際、国民大会および監察院との間で、いずれの機関が国会を代表するかについて疑義が発生し、国民大会と監察院は相次いで大法官會議に憲法解釈を申請した。これに対して、大法官會議は、同年五月三日に下した解釈第七六号の中で、「憲法上の地位および職権の性質から言えば、国民大会、立法院および監察院は、共に民主国家の国会に相当する」という判断を示した。⁽²⁵⁾

そもそも台湾の憲法典上には「国会」という用語はなく、「国会」の語は説明上の便宜で使われている。しかも立法院、監察院および国民大会のいずれが「国会」にあたるかは、高度の政治性を有する問題である。大法官がこの憲法解釈の申請を受理すべきか否かそれ自体が問題である。⁽²⁶⁾

この解釈は、とくに立法院の大きな不評を買った。まず、立法委員喬一凡氏など九十九名が司法院組織法の改正案を提出し、大法官は再任されないこととし、また大法官會議での憲法解釈案の可決数を上げて、大法官の権限を制限しようとした。⁽²⁷⁾その後、一九五七年一二月に立法院は第二〇会期で司法院組織法の

改正案を採択したが、その第六条第二項は、大法官會議の職権を「大法官會議法で改めて定める」と規定しており、これが司法院大法官會議法制定の根拠になった。司法院組織法の改正後まもなく、立法院は、「司法院大法官會議法」（以下、會議法）の制定を發議し、一九五八年七月七日に同法を採択した。會議法は同月二日に公布、施行された。

二 条文の内容

この法律は第二期大法官（一九五八年一〇月）から第五期大法官の途中（一九九三年二月）まで、憲法解釈の手續法として適用され、重要な役割を果たしてきた。以下、その憲法解釈手續に関する主な内容を概観する⁽²⁸⁾。

まず、大法官會議が憲法解釈をする事項は、以下の三つに限られている。すなわち、①憲法適用に際して疑義が発生した事項、②法律または命令が憲法に抵触するか否かに関する事項、③省の法規および県の法規が憲法と抵触するか否かに関する事項である（第三條）。

つぎに、申請の要件について、申請の主体が政府機關と人民に分けられる。すなわち、①中央または地方機關がその職権を行使するに際し憲法適用について疑義が発生したとき、または

職権行使によってその他の機關の職権と憲法適用について争議が発生し、もしくは法律と命令の適用について憲法に抵触する疑義が発生したとき、②憲法上保障されている人民の権利が不法に侵害され、法定手續によって訴訟を提起した者が、確定終局裁判において適用した法律または命令に対し憲法に抵触する疑義が発生したときである。

その他に、大法官會議による憲法解釈の手續に関する規定の内容は、以下のようにとめることができる。①解釈を申請する機關に上級機關がある場合は、その申請は、上級機關を経由して順次転送しなければならない。②上級機關は、規定に合わないものを転送してはならない。③職権によって解決すべきときもまた同じである（第八條）。④大法官會議が事件を解釈するとき、制憲・立法に関する資料を参考にしなければならない。かつ請求によって職権を以て申請者およびその關係者に通知して会に出頭の上説明させることができる（第一二條）。⑤大法官會議が憲法を解釈するときには、大法官總数の四分の三が出席し、出席者の四分の三の同意があつて、初めてこれを通過させることができる（第一三條）。

三 司法院大法官會議法の問題点

会議規則と比較すると、会議法は、①人民に憲法解釈申請権を付与している、②解釈案の多数意見に反対する場合に、大法官が不同意見（反対意見）を発表することができる、③大法官会議の定足数・可決数が厳格化されている、という三つの点で最も大きく異なっている。

以下、学説上、会議法に対して、しばしば指摘された問題点を整理する。

(1) 政府機関の申請による憲法解釈

第一は、上級機関による転送の問題である。会議法第八条には、「解釈を申請する機関に上級機関がある場合は、その申請は上級機関を経由して、順次転送しなければならない」と規定されている。憲法上、統治機構の最上級機関は、総統・国民大会と行政、立法、司法、考試および監察の五院である。そうすると、論理的には、行政にかかわる事務はすべて行政院を経由して転送しなければならないことになる。しかしそのような手続では、時間がかかり、行政的効率も低下しやすい。特に行政院の下の各部会が主管する事務に関する憲法・法律上の疑義が発生したときに、行政院まで經由せずに、直接に司法院に解釈を申請する権限を付与すべきという見解が見られる。⁽²⁹⁾

第二は、普通法院の法官は、裁判を行う際に適用する法令に

違憲の疑いがある場合に、上級機関を経由しないまま、直接に大法官会議に憲法解釈を申請できるか否かという問題である。これについて、学説上、初期には見解の対立があつたが、一九九五年一月二〇日に、大法官会議の解釈第三七一号は、普通法院の法官も直接大法官会議に憲法解釈を申請することができる⁽³⁰⁾と判断し、この問題を解決した。

(2) 人民の申請による憲法解釈

会議法第四条第二項は、一定の条件で、人民にも憲法解釈の申請権を与えた。この規定に対して、学界では一般に高い評価が与えられており、ドイツ連邦憲法裁判所の憲法訴訟願 (Verfassungsbeschwerde) に類似した制度と評価する見解も⁽³¹⁾ある。しかし、次のようないくつかの問題点が残っている。

①この規定の「法定手続によって訴訟を提起し」しかも「確定終局裁判」を経てから初めて憲法解釈を申請できるという要件は、厳格になりすぎるといふ批判が多い。実際に、初期には、この規定が適用される機会が極めて少なかった。一九五八年七月二一日に会議法が公布、施行されてから、一九七六年九月末の第三期大法官任期満了日までに大法官会議が下した六七件の解釈（解釈第八〇号から解釈第一四六号まで）の中で、この規定によって申請し、受理され憲法解釈が下されたのは、解釈第

一七号⁽³²⁾一件のみしかない⁽³³⁾。一九七六年になって、第四期大法官會議が成立してから、申請を受理される案件が徐々に増えてきている。

② 原判決が適用した法律について憲法に抵触する疑義が生じて人民が憲法解釈を申請しているときに、原裁判が執行されるか否かについては明確ではない。特にある種の判決（例えば死刑や懲役など刑事裁判の場合）は、一度執行されると、救済はほとんど不可能になってくる⁽³⁴⁾。

③ 大法官會議の定足数および會議の可決数に関し、會議法第一三条は「大法官會議が憲法を解釈するときは、大法官総数の四分の三が出席し、出席者の四分の三の同意があつて、初めて（解釈案は——引用者註）通過することができる」と規定している。これは、他の外国の裁判機関による憲法解釈の定足数および表決数と比べて厳しすぎると指摘されている⁽³⁵⁾。このような厳しい定足数および表決数の規定では、憲法解釈案は少数大法官の反対があれば可決されず、大法官會議が憲法解釈の役割を果たすことを大きく妨げると学説上強く批判されている⁽³⁶⁾。

(3) 「不同意見」の問題点

會議法第一七条は、「大法官會議の行った決議の解釈文には解釈理由書を付し、各大法官のその解釈に対して不賛成の意見

を記載した書面と一緒に司法院が公布⁽³⁷⁾すると規定した。実務では、一九五八年一月二六日の大法官會議解釈第八〇号⁽³⁸⁾の中で初めて「不同意見」（反対意見）が表明された。「不同意見」が表明されはじめた当初には、大法官は署名しないこととしていた。一九七七年一月一日に大法官會議法施行細則が改正され、その第七条第二項は、「不同意見の発表には、その不同意見者の氏名を明記しなければならない⁽³⁹⁾」とした。

「不同意見」の内容を見れば、大法官會議の解釈文（主文）に反対するものもあれば、解釈文に賛成するが、日本の最高裁判決の個別意見である意見あるいは補足意見のように述べられるものもある⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾。このように「不同意見」の内容は反対意見のみならず日本の意見あるいは補足意見のようなものがありうるにもかかわらず、実務では、すべて大法官會議の解釈文に反対するものとして、大法官會議の表決における反対票と見なされた。学説上、この「不同意見」に対する主な見解は次のようである。

① 大法官會議の多数意見に反対する大法官は不同意見を発表することができるが、「協同意見」を発表することはできない。

法令の違憲判断を行うときに、合憲か違憲かのほかに、大法官に自分の法律上の意見があれば、これを発表させないと、大法

官は多数意見か反対意見かのいずれかしを選択できない。そうすると、多数意見とは異なる見解が存在するときに、これは「不同意見」と見做される。しかし、通常、大法官は、「不同意見」の発表に往々にして慎重にしており、かりに解釈文の理由に賛成しなくても、「協同意見」を発表できないので、結局、多数意見である解釈文には、説明や根拠づけは不十分なところが多い。したがって、「協同意見」を新たに規定する必要があると説いた。⁽⁴²⁾

②大法官会議において、解釈文の結論には賛成するが理由づけには反対であるとしても、「協同意見」を発表することができないので、多数意見としてまとめられた法的拘束力を有する解釈文は、結論の根拠づけが大法官の真の合意とは言えず、常に短く、不明確なものが多い。このことは、法解釈・法学教育にはマイナスの効果をもたらしたと言われている。⁽⁴³⁾

③アメリカの違憲審査制を考察し、少数意見制の運用は控えるにすべきであり、また、「不同意見」をさらに「反対意見」と「協同意見」に分けるか否かについては慎重に検討すべきであるという見解も見られる。⁽⁴⁴⁾

この会議法における不同意見制の問題点は、司法院大法官審理案件法が制定された後、「協同意見」の採用によって、若干

改善されている。

註

(1) 楊日然「中華民國大法官會議の組織と機能」ジュリス ト九九九号(一九九二年)九八頁。

(2) 政治協商會議は、終戦直後の一九四五年八月二十九日から一〇月一〇日に至る蒋介石と毛沢東の会談、およびアメリカによる調停の結果、招集が決定されたものであった。會議は、中共の線に沿って各党各派により連合政府の樹立を決議し、孫文の建国大綱的革命手続を離れて「平和建国綱領」を採択し、五権憲法の根本的修正を内容とする新憲法の原則を確立した。列席代表は国民党八名、中国共産党七名、民主同盟九名、中国青年党五名、無所属九名、議長は蒋介石であった。

(3) 高橋勇治『中華民國憲法』(有斐閣・一九四八年)二二二—三頁参照。

(4) 五五憲草とは、国民政府が一九三六年五月五日に公布した憲法草案であり、その後、政治協商會議での修正を経て、「中華民國憲法草案」の原形となっている。なお、政治協商會議での五五憲草に対する修正については、さしあたり荆知仁『中國立憲史』(聯經出版・一九九二年)四三七—四四五頁、高橋・前掲書(註3)二二七—二二

九頁参照。

(5) 高橋・前掲書(註3) 二二四―二二七頁。

(6) 条文は、劉慶瑞『中華民國憲法要義』(修訂一六版)

(三民書局・一九八七年) 二二六三頁を参照して翻訳したものである。

(7) 荆・前掲書(註4) 四四二―四四三頁参照。

(8) 羅孟淵『中國憲法史』(台湾商務印書館・一九六六年)

二九五頁―二九九頁。

(9) 「中華民國憲法草案」の条文は、荆・前掲書(註4) 六

〇三頁参照。現行憲法の条文は、張有忠翻訳・監修『中華民國六法全書』(日本評論社・一九九三年) 一四頁参照。

(10) 国民大会制憲會議において、審査の便宜のため、九つ

の審査委員会が設けられた。これらの審査委員会が担当する議題は、第一審査委員会は、憲法前文、総則および人民の権利義務。第二審査委員会は、国民大会、憲法の施行および改正。第三審査委員会は総統、行政および立法。第四審査委員会は司法、考試および監察。第五審査委員

会は中央および地方の権限。第六審査委員会は地方制度。第七審査委員会は基本国策。第八審査委員会はモンゴル

およびチベットの地方制度。総合審査委員会は各審議会の相互関連議題、結論が出されていない事項、各党派が留保を声明する事項、政府が困難で施行できないと判断する事項および憲法前文の調整と文字の整理であった。

荆・前掲(註4) 四五七―四五八頁参照。

(11) 林子儀「司法護憲功能之檢討與改進」同『權力分立與憲政發展』(月旦出版・一九九三年) 一四頁。

(12) 例えば、林紀東『中華民國憲法逐條釋義』(三民

書局・一九九三年) 一九―二一頁、三九―四〇頁、張特生「在我國憲政體制中司法制度上的幾個重要問題」司法

院秘書處編『司法院大法官釋憲四十週年紀念論文集』(司

法週刊社・一九九二年) 二四五―二四六頁、林子儀・右

書一五一―一九頁など参照。

(13) 林・前掲書(註11) 一五頁参照。

(14) 法治斌「大法官會議解釋効力之探討」同『人權保障與釋憲法制』(月旦出版・一九九三年) 三七五頁、国民大会

実録(国民大会秘処・一九四六年) 三九六頁参照。

(15) 林・前掲書(註11) 一五頁参照。

(16) 朱武獻『公法專題研究(一)』(輔仁大學法學叢書編集委員會・一九九一年) 一一五頁参照。

(17) 楊・前掲論文(註1) 九八―九九頁。

(18) 朱・前掲書(註16) 一一五―一一六頁参照。

(19) 翁岳生「大法官功能演變之探討」同『法治國家之行政法與司法』(月旦出版・一九九四年) 四一七頁参照。

(20) 司法院大法官は任期制を採用しているため、その任期中、通常、第何期大法官と言われている。これまでの大法官の任期は、第一期が一九四八年七月から一九五七年一二

月まで、第二期が一九五八年九月から一九六七年九月まで、第三期が一九六七年一〇月から一九七六年九月まで、第四期が一九七六年一〇月から一九八五年九月まで、第五期が一九八五年一〇月から一九九四年九月まで、第六期が一九九四年一〇月からである。このうち、第一期大法官任期満了後、立法院が司法院大法官會議法を制定したため、大法官の任期は、九か月延長された。蘇永欽「大法官解釋與台灣的社會變遷」同『合憲性控制的理論與實際』（月旦出版・一九九四年）二八四―二八五頁、司法院秘書処編・前掲書（註12）五七八頁参照。

(21) 一九四八年九月一日に司法院が公布した「司法院大法官會議規則」は二一か条からなる。ここで引用した条文の原典は、黃源盛「司法院大法官會議法修正問題研究」憲政時代第一三卷第三期（一九八八年）三五―三六頁を参照して翻訳したものである。

(22) 賀德芬「司法審査制度之研究」台大法学論叢第六卷第一期一二六頁。

(23) 林紀東「大法官會議憲法解釋析論」（五南圖書・一九八三年）六頁。

(24) 會議規則が適用されていた期間中には、人権擁護の憲法解釈が見られないどころか、人権侵害の解釈が多く出された。この中で、特筆すべきものは、一九五三年に下された解釈第三一号である。この解釈は台湾に移ってき

た蒋介石政権が中国で制定した「中華民國憲法」あるいは「法統」を堅持するという目的に沿って、「第二期の委員が法によって選出され招集されるようになる以前には、四七年から四八年までに大陸で選出された第一期立法委員および監察委員が引き続き職権を行使する」とし、改選されないいわゆる「万年国会」を成立させ、長期間にわたって、台湾における市民の選挙権・被選挙権を剝奪した。

(25) 司法院解釈編集委員会編『司法院大法官會議解釋彙編』（司法院秘書処・一九九一年）一〇九頁参照。

(26) 翁・前掲書（註19）四二〇頁参照。

(27) 黃・前掲論文（註21）二二頁。

(28) 条文は、張・前掲書（註9）三四頁参照。

(29) 翁・前掲書（註19）三六四頁参照。

(30) 賀・前掲論文（註22）一三七頁、林・前掲書（註23）一一頁。

(31) 翁・前掲書（註19）四二二頁。

(32) 司法院解釋編集委員会編・前掲書（註25）二七三―二七九頁参照。

(33) 受理された憲法解釈の統計資料は、司法院秘書処編・前掲書（註12）五七一頁参照。

(34) 林・前掲書（註11）三三頁参照。この問題点は、林子儀教授によって指摘されたが、実際には、人民の申請権

については、解釈の遡及適用可否の問題が重要であると
考えられる。

(35) 翁・前掲書(註19) 三五九―三六〇頁参照。

(36) 翁・前掲書(註19) 四二二頁、林・前掲書(註23) 一

三頁、黄・前掲論文(註21) 二四―二五頁参照。

(37) 張・前掲書(註9) 三四頁による。

(38) 司法院解釈編集委員会編・前掲書(註25) 一一四頁参照。

(39) 陳俊榮『大法官會議研究』(臺灣商務印書館・一九八九年) 一八〇頁参照。

(40) 周知のように、日本では最高裁の慣行上、個別意見の表示方法としては、「補足意見」「反対意見」「意見」の三種の種類のあり、このうち、「補足意見」とは、多数意見に加わった裁判官が、共同の意見として述べられたところにつけ加えて自己の意見を述べるもの、「反対意見」とは、評決した論点に付き、多数意見と反対の結論をとった裁判官の意見、「意見」とは、評決した論点の結論は多数意見と同じであるが理由づけにおいて異なる裁判官の意見である。しかし、台湾では、大法官会議の「協同意見」は、日本の「補足意見」として述べる場合もあれば、「意見」として述べる場合もある。

(41) 日本の最高裁の個別意見の表示について、兼子一〇竹下守夫「裁判法」(第三版)(有斐閣・一九九四年) 一七六頁、竹下守夫ほか「国民と最高裁判所」法学教室一五

四号(一九九三年) 一三頁(小島武司発言) 参照。

(42) 翁岳生「論司法院大法官會議之功能」同・前掲書(註19) 三六四―三六五頁参照。

(43) 黄・前掲論文(註21) 二六頁参照。

(44) 法・前掲書(註14) 三五四―三五五頁参照。

第三章 現行違憲審査制

台湾における違憲審査制に関する実定法のうち、手続法として現に運用されているのは、司法院大法官審理案件法である。また、司法院組織法は憲法裁判の組織に関わる。以下ではこの二つの実定法を概観する。

第一節 実定法における規定

第一款 司法院組織法

一 大法官會議の権限および組織

司法院組織法第三条第一項によれば、大法官會議は憲法解釈と法令の統一解釈の二つの権限を有している。一方、大法官の

任命、資格および任期について、司法院組織法第四条および第五条が規定してる。

司法院組織法第四条第一項には、大法官は、次の資格の一を有していなければならないと規定されている。⁽¹⁾

「一 曾て最高法院法官として十年以上在任し成績が著しく優れてた者

二 曾て立法委員として九年以上在任し特殊貢献のあつた者
三 曾て大学の法律主要科目の教授として十年以上在任し専門著作のある者

四 曾て国際司法裁判所の法官として在任した者又は公法若しくは比較法学の權威のある著作がある者

五 法学を研究し政治の経験が豊富で、名声の優れた者」
また、司法院組織法第四条第二項は、「前項の如何なる一号の資格を有する大法官も、その人数は、総人員の三分の一を超過してはならない」と規定している。各号の任用人数を制限する目的は、各種の法学者や実務家の均衡を保つためであると言われている。

他方、大法官は任期制を採用している。司法院組織法第五条は、「大法官の任期は毎期九年とする。大法官に欠員が生じたときは、その後任者の任期は、原任期の満了の日までとする」⁽²⁾

と規定している。

二 問題点

(一) 資格

まず、大法官の任命資格について、司法院組織法第四条第一項の五種の規定の中で、第一号から第四号までの規定は比較的具体的であるのに対して、第五号の規定は客観的な標準を欠き、争議を起しやすと言われている。

薩孟武教授は、この「政治の経験が豊富で名声優れた者」という規定には客観性が欠如しており、政治屋が大法官に転身する道を開くものであると批判した。⁽³⁾ また、陳俊榮教授は、イギリスの学者 Harold J. Lasker の見解を参照し、司法に対する政治的影響を防ぐため、政治家が現職を離職してから七年間は、司法官に採用されるべきではないと主張した。⁽⁴⁾

つぎに、第二号の「立法委員として九年以上在任し特殊貢献のあつた者」という規定に対する批判も少なくない。まず、劉慶瑞教授は、「立法委員は必ずしも皆法律をよく知っていると限らず、かつ、長年の立法の仕事を経たからといって、法律の専門家になるわけではない。九年以上の立法委員経験者は、必ずしも大法官の職務を担当するのに適するわけではない」⁽⁵⁾と

指摘した。また薩孟武教授は、立法院は合議機関であるので、どの委員が「特殊貢獻」があったか、誰がその「特殊貢獻」を判断するのか多くの疑問が残っていると説いた。⁽⁶⁾

大法官の任命の実際について、陳俊榮教授の分析によると、第五期大法官まで、司法院組織法第四条第一項第二号による任命は僅か五名、任命数の五パーセントを占めるにすぎない。そして第一号、第三号、第四号および第五号による大法官の任命数はそれぞれ、三〇名、二七名、一一名および二七名である。⁽⁷⁾

しかし、陳教授の分析の中で、第三号と第四号による任命の区別の根拠づけは、必ずしも明確には説明されていない。一九九四年九月二日に国民大会で總統に指名された大法官候補者一七名の中で、大学教授の経験者は一一名に達し、法院の元法官は四名、司法行政官は二名である。実際の大法官任命過程から見れば、司法院組織法第四条第二項が規定している、第一項各号のいずれの資格を有する大法官も総人員の三分の一までという制限規定は必ずしも厳格に配慮されているわけではない。

第六期大法官の任命過程において、政治大学林菊枝教授は、国民大会投票の過半数を得なかった。結局、一六名の大法官が任命され、一名が欠員のままである。⁽⁸⁾

(2) 任命方式

一九九二年の憲法改正以後、大法官は、總統が指名し、国民大会の同意を経て、任命されることとなった。憲法改正後、この大法官の任命方式の変更に關して、学者の間では必ずしも活発に論議されているわけではないが、立法院の政策秘書である桂宏誠氏の見解が注目される。

桂氏によれば、憲法裁判を担当するアメリカの連邦最高裁判官やドイツの連邦憲法裁判所裁判官の任命に際して、いづれも、立法府が決定的な役割を果たしている。しかし、台湾では国民大会は立法機関ではなく、常設の憲法改正機関であるといか言えない。大法官會議が下した違憲判断は、立法院で通過した法律を無効にさせる権限を持っている。したがって、立法院と大法官との対立関係を和らげるため、大法官の任命に際して、同意権は国民大会ではなく、立法院に帰属させるべきとされる。⁽⁹⁾ そもそも台湾の統治機構は、近代立憲主義において定着している三権分立と異なり、いわゆる五権分立体制を採用し、権力分立が完全ではないと言わざるをえない。国民大会は、立法院ではないので、桂氏が指摘しているように、立法機関である立法院が制定した法律を違憲と判断する権限を有する大法官の任命をめぐる、その同意権は立法院に属させることが妥当と考えられる。

(3) 大法官会議の主席

司法院組織法第三条第二項および司法院大法官審理案件法第一六条によると、大法官会議は司法院院長を主席とする。院長が出席できないときは、副院長が主席となる。初期には司法院の院長・副院長が大法官に当たるかについて、否定説は、院長・副院長は大法官の資格を備える必要がないし、また、一定の任期もなく、大法官ではないことは明らかであって、大法官会議の主席になる資格がないと主張していた。¹⁰これに対して、「司法院の院長は大法官ではないので、大法官会議で意見を発表できないし、また表決に参加できないとすることは、立法の本旨ではないであろう」という見解が見られた。¹¹

現行法には、司法院の院長の任命資格や任期は一切規定されていない。司法院の院長は、大法官でもなければ、普通法院の大法官でもない。しかし、かつて会議法第一三条第二項後段に、大法官会議が法令の統一解釈をする場合に、表決の可否同数のときには主席の決するところによるという規定があつて、司法院院長は大法官のメンバーでないにもかかわらず、大法官会議で強い権限を持っていた。その後、従来の会議法に代わつた一九九三年の司法院大法官審理案件法第一四条第二項からは、この「表決数の可否同数のときに主席の決するところによる」と

いう規定は姿を消したが、実務上はなお司法院院長を大法官会議の主席として運営している。

第二款 司法院大法官審理案件法

一九九二年の憲法改正後、一九九三年二月三日に司法院大法官審理案件法（以下、案件法）が、会議法に代えて、違憲審査の手續法として公布、施行された。以下では案件法の違憲審査に関する主な内容を概観し、また会議法との相違点を整理する。

一 主な条文¹²

第一に、大法官の職権については、大法官は会議の方式で憲法解釈および法律・命令の統一解釈の案件を合議で掌理し、ならびに憲法法院を組織し、政党違憲による解散案件を合議で審理する（第二條）。

第二に、大法官会議が憲法解釈をする事項については、次の通りである。すなわち、①憲法適用に関して、疑義が発生した事項、②法律・命令が憲法に抵触するか否かに関する事項、③省・県の自治法、省・県の法規が憲法と抵触するか否かに関する事項（第四條第一項）である。

第三に、憲法解釈を申請する要件については、次の事情の一があるときに、憲法解釈を申請することができる。すなわち、①中央または地方機関がその職権を行使するに際し憲法適用について疑義が発生したとき、職権行使によってその他の機関の職権と憲法適用について争議が発生し、または法律と命令の適用について憲法に抵触する疑義が発生したとき、②憲法上保障されている人民、法人、あるいは政党の権利が不法に侵害され、法定手続によって訴訟を提起した者が、確定終局裁判において適用された法律または命令に対し憲法に抵触する疑義が発生したとき、③現有の総定数の立法委員の三分の一以上の申請により、職権行使によって、憲法適用について争議が発生し、もしくは法律・命令の適用について憲法に抵触する疑義が発生したとき（第五条第一項）であり、④最高法院または行政法院は、その受理した案件に適用する法律・命令について憲法に抵触する疑義があることを確信するときには、訴訟手続の停止を裁定して、大法官の解釈を申請することができる（第五条第二項）。

二 司法院大法官會議法との相違点

違憲審査の手続に関する案件法と會議法との相違点は、次の通りである。

(1) 人民・法人・政党による申請

案件法第五条第一項によれば、人民の他に法人や政党も新たに申請の主体になることができるが、実務上、案件法が施行される前にすでにいくつかの事例⁽¹³⁾において法人の名で憲法解釈を申請し、憲法解釈が下されたことがある。しかし政党による憲法解釈の申請については、まだ具体的な事例は見当らない。

(2) 中央または地方機関による申請

a 立法院による申請の要件

案件法第五条第三項第三号で、新たに現有の総定数の立法委員の三分の一以上の申請により、職権行使によって、憲法適用について疑義が発生し、または法律と命令の適用について憲法に抵触する疑義が発生したときに、憲法解釈を申請することができる⁽¹⁴⁾。

b 最高法院および行政法院による申請

第五条第二項では、最高法院および行政法院は、その受理する案件について、適用する法律・命令に対し、憲法に抵触する疑義を確信するとき、訴訟手続の停止を裁定して大法官會議の解釈を申請できる⁽¹⁵⁾。

(3) 協同意見の発表

案件法第一七条によると、大法官會議の行った議決の解釈文

(主文)には解釈理由書を付し、各大法官の解釈に対する協同意見または不同意見とともに司法院が公布し、かつ本事件の申請人およびその利害関係人に通知しなければならない。また、同法の施行細則第一八条によると、大法官は解釈文(主文)の結論に賛成するが、その理由づけにおいて、補足もしくは異なる意見を有する場合には、「協同意見」を提出することができる。⁽¹⁶⁾

(4) 憲法解釈の定足数と可決数の緩和

かつての会議法第一三条によると、大法官会議が憲法を解釈するときは、大法官総数の四分の三が出席し、出席者の四分の三の同意があつて、初めて解釈案を通過することができた。これに対して、案件法は、大法官会議の定足数の算定基準を現有大法官総数で計算し、また大法官会議による憲法解釈の定足数も出席者の三分の二に減らすことにした。会議法と比べて、大法官会議による憲法解釈の運営は少々緩やかになっている。⁽¹⁷⁾

(5) 憲法法院の新設

案件法第一九条は、政党が自由民主の憲政秩序に危害を与えるときに、主管機関は、司法院憲法法院にこれを解散するように申請することができる」と規定している。これによって、憲法法院が新設された。

三 大法官会議の権限

大法官会議の権限は、さらに憲法解釈権と法令の統一解釈権とに大別される。⁽¹⁸⁾

(1) 憲法解釈権

憲法解釈は、機関の申請による憲法解釈と人民・法人・政党の申請による憲法解釈とに分けられる。

(2) 法令の統一解釈権

台湾では、行政裁判と民刑事裁判を分けて、二元の裁判制度を採用する。裁判で同一の法律または命令を適用する際に、裁判機関相互の間で、法律・命令に対する見解が往々にして異なる場合がある。また、政府機関の各部門で同一の法律または命令を適用する場合に見解の相違が起こる場合もある。大法官による法令の統一解釈は、裁判の統一や法秩序を維持することに主眼を置いていると言われている。⁽¹⁹⁾

案件法第七条第二項によれば、人民・法人・政党にも一定の要件の下で統一解釈の申請権が付与された。学説では、この人民・法人・政党の申請による統一解釈の新設は、人権に、より手厚い保障を与えることとなるという見解が有力である。⁽²⁰⁾

第二節 憲法解釈の手續

案件法によれば、憲法解釈を申請する主体は、政府機関と人
民・法人・政党に二分される。以下、案件法に即して、憲法解
釈の申請手続に関する学説と実務上の論議を紹介する。

第一款 政府機関の申請による憲法解釈

案件法第五条第一項第一号によれば、中央または地方機関は、
その職権を行使するに際し憲法適用について疑義が発生したと
き、または、職権行使によってその他の機関の職権と憲法適用
について争議が発し、もしくは法律と命令の適用について憲法
に抵触する疑義が発生したときに、憲法解釈を申請することが
できる。機関の申請による憲法解釈は、従来学説上は、①憲法
疑義の解釈、②機関争議の解釈、③法令の違憲審査に分けられ
る。以下まず、ここでいう「中央又は地方機関」および「職権
を行使する」の定義を考察し、つぎに、政府機関による申請手
続①から③のうち、とくに論議を呼んだ問題点を紹介する。

一 「中央又は地方機関」

「中央又は地方機関」について学説では、翁岳生教授が、行
政法の視点から、「機関」の定義を試みている。翁教授によれば、

憲法の条文に「官庁」という表現はなく、機関という用語が見
られる。そもそも機関という概念は必ずしも行政官庁に限らず、
民間の法人や社団も含まれる。しかし、法律用語では、「機関」
を「官庁」に代えるのが趨勢になっていることに鑑み、「行政
機関」について、「法律により組織された国家機関で、一定の
行政事務について、裁量し、国家意思を対外的に表す権限を有
するもの」と定義する。また県・市および市郷鎮（市町村）な
どの自治体については、これらは独立の法人格を有するが、県
と市郷鎮は、一方では自治体として法人格を有する機関であり、
他方では政府から委任された事務を取り扱うので、「二重の性
格を有する地方機関である」と説かれている。⁽²³⁾

翁教授の所説を踏まえて、朱武獻教授は、會議法（現在は案
件法）上の「中央又は地方機関」とは独立の職権を有し、対外
的に公文書を発行する権限を有する国家機関またはその他の機
能体（Funktionsseinheit）であるとした。したがって、国民大
会・総統・五院・中央銀行・行政院の各部会ならびに法院が、
中央機関として、いずれも憲法解釈を申請することができる
し、地方機関としては、省・市（直轄市）議会、県・市（省轄
市）議会、省・市（直轄市）庁、県・市（省轄市）庁だけでは
なく、市郷鎮（市町村）の役所や議会も憲法解釈の申請権を有

するとした。また、逆に国民大会秘書処（事務局）、總統府および總統府秘書長（官房長官）は政府機関内部の重要な構成体であるが、独立の組織体ではないので、憲法解釈の申請権を有するわけではないと主張した。⁽²⁴⁾

一方、実務では、司法院が一九九六年四月までに公布した四〇〇件の解釈の中で憲法解釈の申請を認められた機関は、国民大会秘書処⁽²⁵⁾、總統府⁽²⁶⁾、總統府秘書長⁽²⁷⁾、立法院⁽²⁸⁾、行政院⁽²⁹⁾、監察院⁽³⁰⁾、考試院⁽³¹⁾、中央銀行⁽³²⁾、省政府⁽³³⁾、県議会および直轄市・省轄市議会⁽³⁴⁾である。しかし、県政府（県庁）の申請によって下される憲法解釈はまだ見られない。

二 「職権を行使する」の定義

政府機関の申請による憲法解釈のもう一つの要件は、中央または地方機関がその職権を行使するに際し憲法適用について疑義が発生したとき、または職権行使によってその他の機関の職権と憲法適用について争議が発生し、もしくは法律と命令の適用について憲法に抵触する疑義が発生したときに、憲法解釈を申請できるということである。したがって、政府機関は「職権を行使する」のでない場合に、憲法上の疑義や機関の争議が発生しても、憲法解釈を申請することができるか否かが問題にな

る。

「職権を行使する」をどのように定義するかについて、学説上は、大きな論争もなく広義説を採用している。その論拠は、次の三点に求められている。①憲法裁判制度を設ける目的は、憲法の施行をもって人民に憲法上の権利を保障することにある。

②憲法訴訟（Verfassungsprozess）の性質は民事訴訟と異なる。民事訴訟の手續は厳格に認定しなければならない。なぜなら、民事訴訟の目的の大部分は損害賠償を求めることにあるので、当事者の一方に訴訟の手續を緩やかに認めれば、他方当事者に不利な結果をもたらすからである。これに対して、大法官會議における憲法解釈の手續は憲法訴訟の性質を有し、「憲法の番人」（Hüter der Verfassung）の役割を果たしている。⁽³⁵⁾この「憲法の番人」の役割を果たすため、憲法解釈を行う意義のある事件については、その手續を緩やかに適用すべきである。

一方、実務上、「職務を行使する」については、第四期大法官の間で、とくに監察院にかかわる「職務を行使する」について論議を呼んだ。

まず、第四期大法官姚瑞光氏は、大法官會議解釈第一五一号の不同意見（反対意見）で、次のような根拠に基づいて申請の手續は厳格に適用すべきであると主張した。⁽³⁷⁾

解釈第一五一号は、自転車メーカーである功学社が貨物税を追徴されるべきか否かについて、監察院に陳情し、監察院はこれを調べた上、「調査報告」を作成し、また功学社に代わって、大法官會議に憲法解釈を申請したことによって下された憲法解釈である。しかし、憲法第九〇条および第九七条により、監察院は同意、弾劾、糾弾、会計監察および是正など五つの権限のみを持っている。姚氏は、不同意見（反対意見）で、監察院が人民の陳情書類を受けて、処理・調査した上で、公文書で行政院に検討・処理してもらうようにするのは、「弾劾、糾弾および是正」などの職権を行使することには当たらないと「職権の行使」を狭く解する。³⁸

これに対して、「職権を行使する」ことを広く解するものとして、実務上の見解としては、監察委員陶百川氏が「調査報告を作成して、公文書で行政院に研究・処理してもらうようにするのにも、監察院の職権を行使する方式であり、必ずしも、行政院に弾劾、糾弾または是正案を提出しなればならないものではないと説いている。³⁹

また、元大法官塗懷瑩氏は、「監察院の職権の行使にはもとより一定の範囲があるが、しかし、その職権の行使の過程において、関連する法律は甚だ多いので、憲法疑義また法令が憲法

に抵触するか否かの問題が発生しやすい。そうであれば、なぜ、直ちにその職権との無関係を設定することができるのであろうか⁴⁰と、監察院の職権の行使を広く解釈している。実務上、案件法施行以前の人民による憲法解釈の規定がない段階では、監察院は、人民に代わって憲法解釈を申請することによって、人民の権利を救済した例も少なくない。

三 憲法疑義の解釈

憲法疑義の解釈という規定は、會議規則第三条の「中央又は地方機関がその職権を行使するに際し憲法適用について疑義が発生したとき」憲法解釈を申請することができるという規定に由来する。その後の會議法および案件法もこの規定を引き継いだ。

憲法疑義の解釈について、学説上これまで体系的な考察を加えた文献は見当たらない。朱武獻教授によれば、憲法疑義の解釈は、憲法施行当初に、政府各機関が憲法知識が不足し、憲法を適用する際に、つねに憲法上の疑義が発生し、大法官の憲法解釈により、各機関に憲法の意義を誤解・誤用させないように規定されたのである。これもまた、憲法施行前における法令の統一解釈制度に類似すると言われている。⁴²

四 機関争議の解釈

機関争議の解釈は、中央または地方機関が職権の行使に際して、その他の機関の職権との間で憲法の適用に関する争議が発生したときに申請する憲法解釈である。機関の間での「争議」は、論理上、中央機関の間での争議だけではなく、中央機関と地方機関および地方機関相互間の争いをも含む。⁽⁴³⁾

実務上は、現在まで、機関間での職権の行使に際して、他の機関との間での憲法適用の疑義について憲法解釈が申請され大法官会議で解釈が行われた例は、数件しかない。その代表的な解釈例は、解釈第三号（一九五二年五月一日）⁽⁴⁴⁾、解釈第七六号（一九五七年五月三日）⁽⁴⁵⁾、解釈第一七五号（一九八二年五月二五日）⁽⁴⁶⁾の三件である。

一方、学説上は、①「中央又は地方機関がその職権を行使するに際し憲法適用について疑義が発生したとき」と、②「職権行使によってその他の機関の職権と憲法適用について争議が発生したとき」という二つの場合は、とくに区別する必要がないとされる。なぜなら、①の場合も必ず②の場合を含むためである。これもまた大法官会議が解釈第三号および解釈第七六号を下したことから見ると、①と②を分けて類型化するのには、法実践には何らの意味もないことが明らかになる。⁽⁴⁷⁾

五 法令の違憲審査

案件法第五条第一項第一号によれば、中央または地方機関は、「法律と命令の適用について憲法に抵触する疑義が発生したとき」に法令の違憲審査を申請することができる。以下、審査の対象および申請の主体について検討する。

(一) 審査の対象

違憲審査の対象については、「法律」とは、憲法第一〇七条および中央法規標準法第四条の規定により、立法院の通過と総統の公布を経るといふ形式的意味の法律である。また「命令」とは法規命令を指す。⁽⁴⁸⁾行政法の教科書がいう「行政規則」または「行政規程」を含まない。これについて、学説上は大きな論議はない。⁽⁴⁹⁾

なお、判例が審査の対象になりうるかどうかについて、第二款三で詳しく検討する。

(二) 申請の主体

裁判を行う際に生じた憲法疑義に関して、担当法官や法院の名で大法官会議に憲法解釈を申請することができるか否かについて、近時、学説上も実務上も大きな論議を呼んでいる。以下、法院や法官による申請の問題に絞って検討を試みる。

a 学説

初期の学説では、否定説と肯定説の対立がある。否定説は林紀東教授によって代表される。林教授は、憲法は、司法院に憲法解釈および法令の統一解釈の権限を付与したので、法令が違憲か否かは司法院によって解釈されるべきであるとし、法官が事件を裁判する際に憲法に抵触する疑義があった場合、司法院に順次転送し解釈を求めらるべきであるとして、⁽⁵¹⁾ 違憲審査の権限を完全に大法官會議に集中させ、法官が直接に大法官會議に憲法解釈を申請することを否定した。

これに対して、肯定説の代表的な学者は翁岳生教授である。翁教授は、台湾の違憲審査制はヨーロッパの大陸型違憲審査制を原型とした制度であると理解し、上級機関のある国家機関とは行政機関に限られ、訴訟法上の狭義の法院は独立して審判を行うので、上級機関がないと言わざるをえない。翁教授は、さらに、訴訟法上の法院が法令を適用する際に、当該法令が憲法に抵触するか否かの疑義が発生した場合には、当該担当推事（現在は法官）もしくは審判廷（法廷）の名義で直接に司法院大法官會議に解釈を申請することができるはずであると説き、これもまたドイツ連邦憲法裁判所の「具体的規範統制」（Konkrete Normenkontrolle）に当たると主張した。⁽⁵²⁾ 肯定説である翁教授の所説が学界では広く支持を得、通説的地位を獲得している。⁽⁵³⁾

一方、一九九二年一月一二日に政治大学で、「各級普通法院法官および行政法院評事は違憲審査権を有すべきか」と題するシンポジウムが開かれた。出席した六名の学者の中で五名の学者は一致して法官が違憲審査権に関わることに肯定説を採用したが、法律を審査した結果として違憲と判断したときにどのように取り扱うべきかについては、見解は一致していない。以下に、それぞれの見解を整理しておく。

まず許宗力教授は、ドイツ法を考察の基礎として、次のように主張した。①法官は独任制か合議制にかかわらず、国家を代表し、独自で判決を対外的に表すことができる。また、裁判独立の立場から、法院には上級機関がない。②現行民事・刑事・行政訴訟法上は、法官が大法官に憲法解釈を申請することができるという明文はないが、それは一九二〇年代ごろ、憲法はまだ施行されておらず、大法官の憲法解釈はまだ始まっていないことを顧慮する必要はない。③法官の申請による憲法解釈の要件は、一つは裁判のために必要な法令に限ることである。もう一つは、法官が適用している法令を違憲と「確信」していることである。この二つの要件の下では、法官が申請権を濫用することはないはずである。④會議法（現、案件法）がすでに、一定

の要件の下で行政機関や法律学の素養のない人民による憲法解釈の申請を許しており、法律の専門家である法官を申請権者から除外するのは不思議である。⁽⁵⁵⁾⑤大陸型審査制とアメリカ型審査制の両制度は基本的には人権保障の機能において伯仲しているが、台湾の現行違憲審査制はドイツの集中型審査制に類似しているし、台湾の大陸系の法文化および伝統にも合致し、改革の障害も比較的小さい。現行体制の細部を調整すれば、改革が成功する見込みが大きい。許教授は、大陸型審査制をモデルとする司法改革を力説している。⁽⁵⁶⁾

次に、蘇永欽教授は、次のように主張している。⁽⁵⁷⁾①実務は、従来、大法官が違憲判断を下すことができる唯一の機関であるという見解を採用している。②大法官は個別・具体的争訟に介入しないから、違憲判断を下して法律を無効にしても、裁判の独立に違反しない。③法官が違憲審査権を有さず大法官が法律の違憲審査権を独占することは、当然に裁判独立の原則に違反するものではないから、法官にはアメリカ型の付随的な審査権がない。④会議法は人民に憲法解釈の申請権を付与したが、現行法では、法院や法官の職権により裁判を中止し大法官に憲法解釈の申請を行う手続については、まだ明確な規定がない。蘇教授はさらに、ドイツ、韓国などの経験を参考にした上、

法官や法院による憲法解釈の申請は、人権擁護および裁判の質の向上には大きな寄与があり、速やかに法を改正し、その手続を明らかにすべきであると主張している。⁽⁵⁸⁾

第三に、林子儀教授は、司法権の本質について、法官は具体的な事件を審理するときに当事者の主張により初めて、「付随的審査」に立ち入る余地があり、一方、権力分立の原則を厳守するため、法官は適用すべき法律を違憲と判断したときには、ただ当該法律の適用を拒絶することができるのみであり、違憲の判断は個別的効力のみが発生し、直ちに違憲の法律を無効とするものではないと説いた。⁽⁵⁹⁾また「迅速」かつ「直接的な権利救済」、法官の憲法教養の向上および権力分立の原則などを重視して、法秩序や法の安定性よりも人権保障の方が重要であるという基本的な考えの下で、法官は具体的な事件を審理するときに違憲審査権を有するとして、アメリカ型の違憲審査制を採用すべきと主張した。⁽⁶⁰⁾

第四に、董保城教授は、現行の司法制度は大陸法系に近いが、違憲審査制はドイツの違憲審査制度の中の「抽象的規範統制」、「具体的規範統制」、「憲法訴願」とは若干差異があるとした。将来の司法改革の方策については、ドイツの「具体的規範統制」を導入し、法官が具体的な訴訟事件を審理するときに適用する

法令に違憲の疑いがあるときには、法官から直接に大法官に憲法解釈の申請を行うようにすべきであると主張した。⁽⁶¹⁾

第五に、李念祖教授は、次のように主張した。①大法官は、終局の憲法解釈の専門機関であつても、憲法解釈を独占する機関ではない。②憲法第八〇条によると、法官は裁判を行い、具體的な判決だけを言い渡すことができる。しかし、これによつて一般の法官が具體的事件において違憲性を審査する憲法上の義務を否定することはできない。大法官の違憲審査は抽象的審査で、一般の法官の審査は個別具體的な審査であるとして、現行違憲審査制を具體的審査制と抽象的審査制の併用制と解し、法官は具體的事件において審査の義務があると主張した。⁽⁶²⁾

前述の通り、近時、学説は、ほとんど異論なく、普通法院の法官も違憲審査権を有するとする肯定説を採用する。しかし、法官が裁判において適用すべき法律を違憲と判断したときに、その取り扱い方については見解の分かれるところである。林子儀教授はアメリカの付随的審査制の採用を、許宗力、蘇永欽および董保城の三教授はドイツの「具體的規範統制」の採用を、李念祖教授は、大法官は抽象的審査を、法官は具體的審査を行うとして、両者の併用をそれぞれ主張した。学説上は、法官が違憲審査権を有するということについて、初期には見解の対立

があつたが、近時中一般的に支持されている。

b 実務

実務では、近年、下級法院の法官の違憲審査権をめぐるいくつか注目される事例が現れ、ついに大法官會議の一九九五年の解釈第三七一号によつて、台湾におけるドイツ型の「具體的規範統制」の採用が確定された。以下、これらの事例の経緯を簡単に紹介する。

①台東地方法院簡易廷は一九九五年五月二〇日に、最高法院の一九八三年の第四六六号判決および一九八六年第八回民事部會議の決議が憲法に抵触する疑義が発生し、大法官會議に憲法解釈を申請した。これは普通法院の法廷が初めて大法官會議に憲法解釈を申請した事例であり、大きな意義を有する。⁽⁶³⁾しかしこれに対して、同年二月一日に大法官會議は、「具體的な訴訟事件について、下級法院は上級法院が表した法律上の意見に拘束されるべきである。下級法院が具體的な訴訟事件を取り扱っているときに、最高法院が他の同じ事件の判決もしくは決議において表した法律の見解に異なる意見がある場合には、もとより法律により適当な見解を表せないわけではないが、審級制度により解決すべきである」と述べ、申請の規定に適合しないという理由で、手続上受理すべきではないと判断した。

②一九九二年八月六日の司法院行政訴訟制度研究修正委員会第二五〇回会議で、座長の翁岳生教授は、行政訴訟法改正条文第一七八条後段の「訴訟手続を中止すべき」に「法官は法律を適用し当該法律が違憲と確信するときに訴訟手続を中止し、大法官に解釈を申請すべきである」⁽⁶⁶⁾と追加すると提議して大きな議論を呼んだが、結論として、さらに司法院第三庁（現、行政訴訟・懲戒庁）に研究させることにした。⁽⁶⁷⁾同修正案は、続いて同年一〇月八日の同委員会第二五六回会議での討論を経て、当該会議の結論の第五点に、「第三編上訴手続に『中央行政法院はその受理した案件について、適用した法律が憲法に抵触する疑義があると確信したときに、訴訟手続を中止し、また大法官會議に解釈を申請すべきである』という条文を追加する」⁽⁶⁸⁾との折衷的な内容が出てきている。その後、司法院院務會議でこの修正案を通過し、一九九三年五月に立法院に発案された行政訴訟法改正草案第二五二条において、「中央行政法院はその受理した案件について、適用した法律が憲法に抵触する疑義があると確信したときには、訴訟手続を中止し、また大法官會議に解釈を申請することができる。前項の規定は中央行政法院第一審の訴訟手続においてこれを準用する」⁽⁶⁹⁾という規定になっている。これは法官の違憲審査に関する初めての立法草案であり、注目

に値する。⁽⁷⁰⁾

③司法院が一九九二年に立法院に提出した案件法草案に対しては、審議の段階で立法委員から、法官は係争中の訴訟を裁判するときに、その適用する法律が違憲であると判断したときには、訴訟の手続を中止し大法官の解釈を申請することができるという規定を追加する提案が出されている。結局、案件法は、一九九三年二月三日に公布、施行されたが、同法第五条第二項は、「最高法院又は行政法院はその受理する案件について、適用する法律若しくは命令に対し、憲法に抵触する疑義を確信するとき、訴訟手続の中止を裁定して、大法官の解釈を申請することができる」と規定している。ここでいう「最高法院又は行政法院」とは、一般に、訴訟法上の狭義の「法院」すなわち「審判廷（法廷）」であって、組織法上の、法院院長を頂点とする「法院」ではない。案件法は、終審法院として各審判を担当する法廷に憲法解釈の申請権を与えているのである。これは台湾の法律で初めて法院の「審判廷（法廷）」に独立して憲法解釈申請権を与えたという点で、意義深いものである。⁽⁷¹⁾

④司法院の司法改革委員会が発足してから、その第一小組は「司法法院の役割」と「大法官の機能の強化」というテーマの研究を担当している。

この司法改革委員会第一小組は、一九九四年二月二九日の第五回会議で、「各級法院法官はその受理した案件について、憲法に抵触する疑義があるときに、合議廷の裁定により、訴訟手続を中止し大法官に解釈を申請することができる」という決議を出した。これは当該小組が下した第一回の決議であるが、当該決議が司法院司法改革委員会に提出され討論されている間に司法院大法官會議の解釈第三七一号が下されたので、これを討論する必要がなくなった。一九九五年四月一日に司法改革委員会第八回会議は、前述の小組での決議を通過させた。⁽⁷²⁾

⑤ 大法官會議解釈第三七一号
 一九九二年三月、司法院第二庁（現、刑事庁）は、台湾高等法院台南分院で行われた法律座談会の「法院は具体的事件を審理する際に、法律が憲法に抵触するかを審査する権限を有する。法律が憲法に抵触し、無効と判断するときには、その法律の適用を拒絶することができる」という意見を審査して採択した。司法院第二庁は、さらにこの決議を同年五月一五日付の公文書で下級法院および行政院法律部（法務省）に送付し、法官の違憲審査権に関する論議の口火を切った。⁽⁷³⁾

その後、立法院では、司法院のこの見解は、一般の法官に「具體的な違憲審査権」を付与することによって憲法の解釈機関お

よびその職権に関する争議が引き起こされる恐れがあるので、法律の審査制度を維持し、法律の安定性の破壊を防止し、立法院の立法権を尊重するために、同年六月に呉梓氏など一人名の立法委員の臨時提案を採択し、大法官會議に憲法解釈を申請した。

これに対して、大法官會議は、一九九五年一月二〇日に本件解釈を下した。判旨はまず、法官は、憲法第八〇条に基づいて法律により独立して審判を行い、法により公布、施行された法律を審判の根拠とすべきであり、法律を違憲と判断しても、直ちにその適用を拒絶できるものではないと指摘した。ただし、憲法の効力は法律に優るので、法官はこれを優先的に遵守する義務がある。法官は、事件を審理する際に、憲法に抵触する疑義があると合理的に確信する場合には、憲法解釈の申請を認められるべきである。したがって、このような場合に、各級法院は先に憲法問題を解決するために、訴訟手続の中止を裁定し、また、客観的に法律が違憲である具体的な理由を提出して、本院大法官に憲法解釈を申請することができる。案件法第五條第二項および第三項の規定は、前記の趣旨と合わないところは適用を停止すべきであるとした。⁽⁷⁴⁾

以上、法官の違憲審査権に関する論争では、学説上、まず、

初期にはすでに下級法院の法官にも憲法解釈の申請権を与えるべきことが主張されていた。また、近時の学説の論議を経て、前記の①②③④のように、実務上の対応も徐々に下級法院の法官に憲法解釈の申請権を付与する方向に進んできた。とくに⑤の大法官会議解釈第三七一号は、現行違憲審査の手法として使用されている案件法の第五条第二項、第三項を違憲と判断し、ドイツ型の「具体的規範統制」の採用を確認した。

第二款 人民・法人・政党の申請による憲法解釈

案件法第五条第一項第二号によれば、人民・法人・政党による憲法解釈の申請要件は、次の三点に要約することができる。すなわち、①憲法上保障されている権利が不法の侵害を受けたこと、②法定手続に従って訴訟を提起し終局裁判を経ること、③確定した終局裁判で適用された法律または命令が憲法に抵触するかどうかについて疑義が発生したことである。⁽⁷⁶⁾

人民による申請の要件については、従来、①憲法上保障されている権利が不法に侵害されることの意味、②訴訟を提起して確定終局裁判を経ることの意味、③判例は審査の対象になるか否かということ、という三つの問題点が指摘されている。

一 憲法上保障されている権利が不法に侵害されること

ここで、憲法第二章に列挙されている権利が侵害されることを理由として、大法官会議に憲法解釈を申請することは比較的問題がない。しかし、「人民の生存権、勤労権及び財産権は保障する」と規定する憲法第一五条、または、憲法第一三章の基本的国策に関する諸条項は、単なるプログラム規定にすぎないのか、あるいは具体的な裁判規範として立法不作为や行政不作为を憲法解釈の申請理由として主張することができるのが問題になる。

大法官会議が一九九六年六月現在までに下した憲法解釈の中には、これらの規定を根拠として政府機関の不作为を理由とする憲法解釈の申請を認めた具体的な事例はまだない。なお、生存権について学説上の議論はそれほど盛んではないが、以下の見解が注目に値する。

(1) 林紀東教授

林教授は、日本国憲法第二五条をめぐる日本の初期の代表的な学説や最高裁の判例を考察し、プログラム規定説を批判し、次の点を指摘した。⁽⁷⁷⁾ ①もし国家に人民の生存を保障する義務がないならば、生存権は権利にはならない。②生存権の現代的な意味から言えば、もし国家が、依然として単に消極的に生存権

を侵害しない、あるいは第三者の立場で人民の生存権に対する侵害を取り締まるに止まるならば、これは伝統的な自由権と何ら異なるところがなく、また二〇世紀の社会に適合しない。③憲法上、人民の生存権に関する請求権の規定がないからと言って、ただちに生存権という権利を否定するのは不当である。④憲法上、生存権という規定は政府政策のプログラムというより、簡潔な条文で複雑な社会現象を規律するものである。

最後に、憲法の生存権に関する規定は、自由権の側面を有するのみではなく、人民が国家にその生存の権利を要求する請求権の側面をも有し、「受益権」の一種であると主張した。

(2) 薩孟武教授

薩教授は、林教授の所説を支持し、憲法第一五条の生存権は自由権ではなく請求権であると指摘し、さらに、憲法第一五条における生存権に関する規定は簡単にすぎ、また第一五条には「詳細は法律で定める」という文言がないので具体的な実行の方法が欠如しており、憲法の飾り物にすぎないと説いた。そうすると、憲法第一五条の、生存権および労働権に関する規定はヴァイマル憲法第一六三条第二項の規定と同じく、具体的な権利ではないことになってしまう。他方、第一五五条の「国家は、社会の福利を図るために、社会保険制度を実施しなければ

ならない。老者、弱者、身体障害者、生活無能力者及び非常災害を受けた人民に対して、国家は、適当な扶助と救済を与えなければならぬ」という規定は、生存権 (Recht auf Existenz) ではなく、国家からの恩恵である救助権 (Recht auf Unterstützung) であるにすぎないと指摘した。

(3) 許慶雄教授

許教授は、日本における社会権をめぐる議論を研究し、台湾憲法学界で生存権に関する理論を体系的に整理した第一人者である。⁽⁸⁰⁾ 許教授は、憲法第一三章基本的国策の規定は社会権保障の部分ではないと明確に指摘し、また憲法第一五条は生存権と勤労権とを財産権と同一の条項に規定しているので、ここにいる生存権と勤労権が社会権の内容を有するものと解釈することはできず、自由権的保障に止まるものであるとした。なぜなら、財産権については、国家に対して「財産」を請求することはできないので、同じ条項の中の生存権および勤労権の規定も、生存あるいは勤労の自由に対する国家による侵害を排除するものでしかないからである。

また、許教授は、さらに憲法第一五条から解釈によって社会権を導き出すことも不可能ではないが、新たな憲法規定を定め方が無理がないであろう。新憲法を制定し、自由権・受益権・

社会権など性質の異なる人権は条項を分けて規定すれば、実際の運営上、あるいは憲法裁判を行うときにも問題がないはずであると説いた。⁽⁸¹⁾

前述の学説の中では、林教授は、第一五条の生存権を請求権の性質を有すると主張している点で進歩的な見解と評価できるが、生存権と勤労権を受益権のカテゴリーに分類する点、また、権利の性質が異なる財産権と同一の条文に規定されていることに何らの言及もない点は、さらに検討する余地があると考えられる。また薩教授は、生存権は請求権であるとのみ指摘することも生存権の自由権的側面を無視する嫌いがある。

一方、実務上、大法官会議が下した憲法解釈の中で、解釈第一七二号⁽⁸²⁾、第一九一号⁽⁸³⁾、第二〇三号⁽⁸⁴⁾、第二〇六号⁽⁸⁵⁾など、憲法第一五条の生存権および勤労権に関する解釈はいずれも、生存権の自由権的側面に関する解釈例である。今後、生存権の請求権的側面に関する憲法訴訟の発展が望まれる。

二 訴訟を提起して確定終局裁判を経るということ

ここで問題になるのは、台湾では行政訴訟について訴願前置主義を採用しているが、訴願および再訴願を提起し行政訴訟を提起しなかった場合、あるいは法律上、例えば廃止前の違警罰

法第四七条のように、明文で人民の再訴願を禁止している場合は、ここでいう「訴訟を提起」したことになるかということである。初期の学説では、林紀東教授が「訴訟に關し、もし訴願および再訴願だけを提起することができ、行政訴訟の提起が禁止されている場合には、再訴願は本条にいう「訴訟」に含まれるべきである」と主張している。林紀東教授の見解は学界で広く支持を受けている。⁽⁸⁶⁾

しかし実務では、行政事件で行政訴訟を経ないまま、大法官會議に憲法解釈を申請し受理された事件は見当らない。また、問題の違警罰法第四七条については、大法官會議解釈第一六六号⁽⁸⁷⁾および第二五一号⁽⁸⁸⁾の違憲判断を経て、違警罰法自体が一九九一年六月二十九日に社会秩序保護法の公布により廃止されている。社会秩序保護法第五⁽⁸⁹⁾条は「被処罰者は、警察機關の処分に不服があるときは、処分書送達の日から起算して五日以内に異議を申立てることができる。異議の申立は、書面を以て明確に理由を記述し、原処分を行った警察機關を経て当該管轄の簡易法廷に対して行わなければならない」と規定している。警察の処分に不服がある場合の訴願（異議申立は訴願の一種）の所管官庁が簡易法廷に変更されてから、行政訴訟が禁止される法律がなくなり、この問題も解決された。

三 判例は審査の対象になりうるか

申請の要件の一つは「適用された法律又は命令が憲法に抵触する疑義が発生したこと」であるが、「裁判で適用した法律又は命令」には判例が含まれるか否かについて、第四期大法官の間で争いがあつた。

(1) 否定説

否定説としては、姚瑞光教授の見解が代表的である。その論拠として以下の点が挙げられた。⁽⁹⁾まず、會議法第四条第一項第二号が定めている「法律」あるいは「命令」とは、憲法第一七〇条が規定している「法律」および中央法規標準法第三条が規定している「命令」を言うので、判例は含まれない。

つぎに、もし大法官會議が判例を審査できるとすれば、最高法院・行政法院の上にはさらに上級法院があることになる。また司法院の上にはさらに上級の司法機関があることになつてくる。そうすると、憲法第七七条は司法院は国家の最高司法機関であると規定しているが、その地位は大法官會議にとつて代わられることになつてしまう。

以上のような理由から、姚瑞光教授は、判例は大法官會議による審査の対象にはならないとした。

(2) 肯定説

肯定説は翁岳生教授によつて代表される。翁教授の論旨は、次のように要約することができる。⁽⁹⁾

①台湾における判例は、最高法院や行政法院の判例委員会が各法院によつて下された原則的あるいは価値のある判決を選出し、會議を経て司法院に送呈し、司法院によつて裁定されるものである。最高法院が裁判の重要な原則を整理・編集し、また対外的に公布することは、法院による立法と言へる。またこのようにして示された判例は、各級法院に対して強い拘束力を有するのである。

②判例の効力について明文で規定している法律はないが、最高法院は、かつて判例も法規に準じる効力を有するという判決を下したことがある。さらに言えば、民事訴訟法第四九六条第一項第一号は、「適用法規に明らかな錯誤があるとき」には、それが再審の理由になるとしているが、最高法院も行政法院もともに判例において、民事訴訟法第四九六条第一項第一号にいう「適用法規」には判例あるいは判例の解釈が含まれるということを明らかにしている。したがつて、実務上、判例も法規に匹敵する効力を有するということができる。

判例が違憲審査の対象になりうるか否かという論争においては、結局翁教授の見解が広く支持され、また大法官會議は、一

九七八年七月七日に解釈第一五三号⁽⁹²⁾を下し、判例を初めて審査の対象としたのである。その後、大法官会議解釈第一五四号⁽⁹³⁾、第一七七号⁽⁹⁴⁾、第一八二号⁽⁹⁵⁾、第一八五号⁽⁹⁶⁾、第一八七号⁽⁹⁷⁾、第二〇一号⁽⁹⁸⁾、第二二三号など一連の解釈は、判例が違憲審査の対象になると解しており、実務上、判例も大法官会議による審査の対象となるといふ扱いが確立された。

四 人民の申請による憲法解釈の効力

人民の憲法解釈申請権については、解釈の遡及適用の可否の問題が重要であると考えられる。

実際の運用では、一九八一年大法官会議によって言い渡された解釈第一七七号は、「人民が解釈を申請し、解釈した結果、その申請者に有利な場合には、司法院大法官會議法第四条第一項第二号で人民に解釈の申請を許可した規定の趣旨に合致するため、その解釈の効力は申請者が申請の根拠とした事件に及ぶものとし、申請者は法定手続によって救済を請求することができる」と述べ、人民の申請による憲法解釈には遡及効が認められた。その後、大法官會議の解釈第一八五号⁽¹⁰⁾は、「確定した終局裁判で適用された法律もしくは命令、または法律もしくは命令を適用した際に示された見解が、本院によって、人民の申請

に基づいてなした解釈の中で憲法の趣旨に合わない」と認めるときは、その不利な確定終局裁判を受けた者は、その解釈をもって、再審または非常上告の理由とすることができる」と指摘して、解釈第一七七号の趣旨を受け継いだ。ここにおいて、人民の申請による憲法解釈は、申請者の個別事例に遡及効を有することが確認された。さらに、解釈第一九三号⁽¹⁰⁾は、「申請者も多数の事件において同一の法令について憲法に抵触する疑義が発生したときは、これを合わせて解釈を申請すべきであり、解釈が言い渡される前に提出され、かつ法定要件にかなった申請で合併して解釈しなかつたときは、これも等しく適用する」と述べた。したがって、大法官による憲法解釈の効力は、それが言い渡される前に同一の法令に憲法違反の疑義があることを理由に解釈を申請したすべての事件に及ぶことになり、一般的効力を有することとなる。

五 人民の申請による憲法解釈の概況

人民の申請による憲法解釈の制度は、會議法が制定された一九五八年七月に発足した。初期には、一九七六年九月までに大法官會議が下した三五件の憲法解釈の中で、人民の申請による解釈は僅か一件しかなかった。しかし、第四期大法官になつて

からの一九七六年一〇月から一九八五年九月までに大法官會議が下した三三件の憲法解釈のうち、二七件は人民が申請した解釈で、この時期に下された憲法解釈件数の八〇パーセント強を占める。そして第五期大法官が就任した一九五八年一〇月から第六期大法官の就任を経て、一九九六年三月二二日現在までに、大法官會議が下した憲法解釈は一八〇件に達し、その中で人民の申請によって下された解釈は一四八件で、この時期の憲法解釈件数の九一パーセント強を占める。⁽¹⁰⁵⁾

人民の申請による憲法解釈が、初期には不振であったのに対して、一九八〇年代から急激に増加したことに鑑みると、今後の台湾の違憲審査は、人民による申請が主流になるのではないかと考えられ、その発展の動向は注目に値するといえるであろう。

第三節 憲法法院

第一款 成立の経緯

一九八六年九月二八日に野党の民主進歩党 (Democratic Progressive Party 略称民進党) が結成された。一九八九年一

月二七日に人民団体法が公布、施行されてから、いわゆる「党禁」⁽¹⁰⁴⁾が解除され、新規政党が次から次へと結成され、政党は乱立状態になってきている。

この人民団体法が制定される前には動員戡亂時期人民団体法があり、この法律で政党を規制していた。また、行政院に政党審議委員会が設置され、政党に対する監督を担当していたが、政党に対する処分は警告と解散の二つの権限に止まっていた。

一九九一年に、政党審議委員会の運営に対する不信から紛争が生じた。⁽¹⁰⁶⁾これに対して行政院は、人民団体法の改正により、政党に対する処分の権限を司法部門に委譲することを計画した。大法官の権限は、憲法上、明文で規定されているし、その権限を変更するときには、憲法上の根拠が必要である。また、憲法解釈機関は、政党に関する一般の違法事件を処理するべきではなく、政党に解散の理由となるような違憲の事実があつて初めて介入するものでなければならぬとされるのである。⁽¹⁰⁶⁾

一九九二年五月二八日に公布、施行された憲法増補条文第一三条 (現、憲法増補条文第四条第二項) に、大法官は、憲法法院を組織し、「政党違憲による解散事項」を審理するという規定があり、憲法法院はこのために発足した。その後、一九九三年の案件法第三章は「政党違憲解散案件の審理」という題名をも

ち、さらに、司法院がこれを根拠として、「憲法法院審理規則」を一九九三年七月三〇日に公布、施行し、手続の規範となっている。

第二款 運営の手続

憲法法院の運営の手続は、主に案件法の第三章に第一九条から第三三条までの一五か条で規定されている。以下、その重要な条文を紹介する。

一 解散要件

政党を解散する要件として、政党の目的またはその行為が中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危害を与える場合に、主管機関は司法院憲法法院に解散を申請することができるという規定（第一九条）がある。ここで主管機関については明文で規定していないが、実務上、政党にかかわる新規申請や監督を現に担当している機関は内政部（内務省）である。

二 一般裁判の手続の準用

まず、憲法法院は、口頭弁論に基づいて裁判をしなければな

らない。ただし申請を却下し、口頭弁論を行う必要がないと認めるときには、この限りではない（第二二条）。つぎに、口頭弁論にもし訴訟代理人を委任するときには、その依頼を受ける者は弁護士もしくは法学教授に限られる（第二二条）。第三に、憲法法院は、事実を発見するため、検察官または司法警察に託して捜査・差押さえをなすことができる。また、捜査・差押さえおよび司法警察に付託するときには、刑事訴訟法および司法警察付託条例を準用する（第二三条）。第四に、憲法法院が政党の違憲解散事件を審理する手続について、案件法が規定する他は、行政訴訟法の規定を準用する（第三二条）。以上のように、一般裁判の原則や手続の保護が認められる規定が見出される。

三 判決の可決数

憲法法院が口頭弁論を行うときには、現有大法官の総数の四分の三以上の出席で初めてこれをなすことができる。憲法法院は、政党違憲解散案件の評議について、口頭弁論に参与する大法官の三分の二の同意で決定する。三分の二に達しないときには、評議は解散しないという判決をしなければならない。憲法法院は、政党違憲解散案件を裁定する評議または第二一条の但書に基づいて裁判を行うときには、大法官の現有総数の四分の

三の出席および出席者の過半数の同意で行う（第二五条）。

四 解散判決の効力

解散を宣告された政党は、速やかに一切の活動を停止しなければならぬ。併せて、目的を同じくする代替組織を設立することはできない。政党比例代表方式により選出された民意の代表者は、判決の効力が発生したときより、その資格を喪失する。各関係機関は、速やかに憲法法院の判決の内容を実現するため必要な措置をとらなければならない。政党解散後、その財産の清算については民法の法人に関する規定を準用する（第三〇条）。

第三款 憲法法院の役割

一 学説

以下では、憲法法院で政党違憲を審理する制度についての主な学説を整理しておく。

(1) 謝瑞智教授

謝瑞智教授は、一九九二年二月に、憲法改正において「憲法法院」を設立して政党違憲に関する事件を審理する規定を提案した。「憲法法院」の設立が必要であることの論拠として、①

台湾では行政院の下に政党審議委員会が設けられており、政党の諸事項を管理している。②政党に関する事項を行政院院長が管轄するのでは、その中立性に疑問が生じる。③ドイツ基本法第九条第一項・第二項は結社に関して規定しているが、政党に關しては第二一条が独立の形で規定している。また、政党の存立や解散に関する事項を行政権から除外し、専ら連邦憲法裁判所の審理に任せている。これは、台湾の立法の参考に資すると主張した。⁽¹⁰⁸⁾

(2) 李炳南教授

李炳南教授は、「憲法法院」の役割に対しては多くの疑問があることを次のように指摘している。⁽¹⁰⁹⁾

①大法官會議と憲法法院はどのような関係にあるか。すべての大法官は当然に憲法法院の法官になるなら、このような大きな法院は、世界的にも異例である。②法院という用語自体も理解しにくい。そもそも、大法官會議が法院組織であるか否かについてさへ疑問がある。法院の組織がなければ、専門の法院も独立して存立できないであろう。③このような問題の解決の道は、大法官を「憲法法院（憲法裁判所）」に組織し、憲法の中で明文化することである。

(3) 翁岳生教授

現司法院大法官で、台湾大学翁岳生教授は一九九二年八月に政党違憲審査制度を考察するため、ドイツの公法学者や連邦憲法裁判所を訪問した。そして、連邦憲法裁判所の Grimm および Klein 両裁判官と意見を交換した。

帰国後、翁教授は、ドイツでは連邦憲法裁判所が政党違憲を裁判することについての評価は多岐で不一致であると述べ、これから台湾でこの制度を実際に運用するときには、政党違憲解散を申立てる権限を有する行政部門と裁判を担当する大法官は、ともにこの高度な政治性と争議性に富んでいる事件に慎重かつ公正に責任を負う態度で臨まなければならないことを指摘したのである。⁽¹¹⁾

(4) 許慶雄教授

許慶雄教授は、憲法法院に対して次のような厳しい批判を加えた。⁽¹²⁾ 許教授によれば、憲法増補条文の規定により新設された「憲法法院」は、立法機関・行政機関が行う違憲の人権侵害行為を処理するのではなく、専ら少数政党を圧迫するための規定なのである。

また、国民党政権は長期間にわたって戒厳を行い、一党で憲法を改正した。これは明白に自由民主憲政の秩序を破壊し、解散の要件にも合致しているが、国民党政権から指名された国民

党の党籍を有する大法官が国民党解散の判決を下す可能性はあるのか。許教授はさらに、「仮に、国民党解散の判決が下されたとしても、その効力はどうなるであろうか。国民党は与党であるので、その活動を停止し党籍を有する民意の代表者を除名しては政府は運営できなくなるので、事実上もあり得ないのである」と述べている。

そうすると、政党解散という憲法増補条文の規定は、反対政を圧迫するという機能しか有しない。とくに、国民党の長期政権維持を脅かすことができる反対勢力が社会に形成されているときに、この抽象的な概念のみを以てそれを解散させることができる。また、實際上、憲法学の視点から見れば、もしくぐに「憲法法院（憲法裁判所）」を設立するならば、その役割は専ら人権侵害の行政や立法の審査に力点を置くべきであるにもかかわらず、このような「憲法法院」を設けたのは、誠に遺憾であるとした。

二 実務

憲法法院は、成立した当初は、専ら違憲を理由とする政党解散事件を審理するために、設置されたかのようにあったが、これまでの実際の運営において、法令の統一解釈または憲法解釈

のために、口頭弁論の場所として利用されている。以下、これまでの実際運営を紹介する。

(1) 大法官會議解釈第三三四号

本件は、立法院と行政院との間で、中央政府建設公債発行条例第二条についての見解が異なることから生じたものである。

立法院において、立法委員彭百顯氏など二四名は、政府が銀行に一年以上の借款で重大な建設および軍事に関する購入などの金額を支出する場合には、「中央政府建設公債発行条例」が規定している、公債の未返済の金額の中に含まれるか否かに関して、法律の解釈について疑義が生じたので、大法官に法令の統一解釈を申請した。⁽¹¹³⁾

これに対して、司法院は、申請機関である立法院および行政院に代表を派遣するように通知した。大法官は一九九三年一月二日三日に初めて憲法法院を使って口頭弁論を行い、また、財政、経済学者に意見の陳述を要請した。⁽¹¹⁴⁾ 大法官は、口頭弁論の後、一か月も経たないうちに、一九九四年一月一日に解釈第三三四号を下した。⁽¹¹⁵⁾

(2) 大法官會議解釈第三九二号

本件は、異なった機関や人民によって、四回にわたって、大法官會議に憲法解釈が申請された事件である。まず、許信良氏

(現在は野党民進党の主席) が、一九八八年一月一三日に申請した。次に、立法院の立法委員李慶雄氏など一七名が、一九九二年六月一七日に申請した。その後、立法院は、第二期立法

委員第五会期の最終日である一九九五年七月一三日に、本會議の第二読会で、刑事訴訟法第一〇二条を、「拘留状は捜査中檢察長又はその指名する代理人により署名し、審判中は審判長又は命じられた法官により署名する」と改正した。これは社会一般の関心を呼んだのみならず、刑事手続上の拘留という権限が檢察長に集中することの妥当性の他に、憲法上、檢察官は拘留の権限を有するか否かという憲法問題の論争まで引き起した。⁽¹¹⁶⁾

その後、七月に立法委員張俊雄氏など五二名は、憲法第八條第一項にいう司法機関は檢察機關を含まず、刑事被告人に対する逮捕・拘留の権限は審判を担当する狭義の法院に属すべきであると主張し、大法官會議に憲法解釈を申請した。さらに、台中地方法院法官高思大氏は、係争中の刑事裁判を中止し、一九九五年七月一三日の刑事訴訟法第一〇二条第三項、第一二一条第一項により檢察官が拘留の権限を有することは憲法第八條第一項違反であるとして大法官會議に憲法解釈を申請した。⁽¹¹⁷⁾⁽¹¹⁸⁾

これに対して大法官は、同年の一〇月一九日と一一月二日の二度にわたって憲法法院を開廷して口頭弁論を行った。⁽¹¹⁹⁾ その後、

大法官會議は、同年の一月二十二日に解釈第三九二号を言い渡し、刑事訴訟法などの法律の関連条項が憲法第八条第一項に抵触し違憲と判断し、二年の期限付きでこれらの条文を無効とした。⁽¹²⁰⁾

台湾では、憲法廷が設立された当初には、それは違憲の政党を解散させるためのものであると考えられていた。しかし、以上のように、憲法廷の成立以来、違憲政党の解散に関する事件はまだ見られない。憲法廷の今後の役割や発展をさらに観察する必要があると考えられる。

註

- (1) 条文は張有忠翻訳・監修『中華民國憲法六法全書』（日本評論社・一九九三年）三二頁による。
- (2) 同・右書五四頁。
- (3) 薩孟武『中國憲法新論』（二〇版）（三民書局・一九九三年）二六八頁。
- (4) 陳俊榮『大法官會議研究』（臺灣商務印書館・一九八九年）三二頁。
- (5) 劉慶瑞『中華民國憲法要義』（修訂一六版）（三民書局・一九八七年）二〇九頁。
- (6) 薩・前掲書（註3）二八六頁。
- (7) 陳・前掲書（註4）四四頁参照。
- (8) 自立週報第二七五期（一九九四年）第四面記事参照。
- (9) 桂宏誠「大法官提名制度之商榷」立法院院聞第二二卷第八期（一九九四年）四九一五〇頁参照。
- (10) 薩・前掲書（註3）二七〇頁。
- (11) 謝瀛洲『中華民國憲法論』（司法院秘書處・一九七五年）一四八頁。
- (12) 陶百川ほか編『最新六法全書』（三民書局・一九九三年）五九一六〇頁を参照して翻訳したものである。
- (13) 司法院大法官審理案件法が制定される前に、實務では既に法人の憲法解釈申請権が認められていた。具体的な事例として、大法官會議解釋第二八八号、第二八九号、第三一三号、第三一五号、第三二四号、第三三六号などが挙げられる。
- (14) 翁岳生「大法官功能演變之探討」同『法治國家之行政法與司法』（月旦出版・一九九四年）四三四頁。
- (15) 案件法が制定される前に、最高法院および行政法院は、法令の疑義や大法官會議の解釋例に対する疑義を理由として、大法官に統一解釋を申請したことがある。具体的な例として、解釋第八号、第一八号、第三六号、第四三号、第四七号、第八二号、第八九号、第一〇七号、第一〇八号、第一〇九号、第一一八号、第一一九号、第一三四号、第一三八号、第一四七号、第一五二号、第一七一号、第一

七四号などが挙げられる。

(16) 協同意見について詳細は、法治斌「論憲法解釋中之不同意見」同『人權保障與釋憲法制』(月旦出版・一九九三年)三二六頁以下参照。

(17) 翁・前掲書(註14)四三六頁。

(18) 林紀東『中華民國憲法逐條釋義(三)』(三民書局・一九九三年)六七頁、劉慶瑞・前掲書(註5)二二二—二三頁、翁・前掲書(註14)三五八、四四〇頁参照。

(19) 朱武獻「大法官會議之權限」同『公法專題研究(一)』(輔仁大學法學叢書編集委員會・一九九一年)三九—四〇頁。

(20) 学界では、姚瑞光教授を除いて、人民に統一解釈申請権を与えることについては賛成の意見が有力である。例えば、楊日然「中華民國大法官會議の組織と機能」ジュリスト九九九号(一九九二年)一〇〇頁以下、荆知仁「為大法官會議法修正案催生(上)(下)」中国時報一九八四年五月七日・八日、黃源盛「司法院大法官會議法修正問題研究」憲政時代第一三卷第三期(一九八八年)二八頁参照。

(21) 翁岳生「論行政處分之概念」同『行政法與現代法治國家』(台灣大學法學叢書編集委員會・一九八七年九—一〇頁)。

(22) 台湾における現行地方制度は、省・直轄市が同格、県・省轄市が同格、および県轄市・郷・鎮が同格という三級

制からなる。この中で省は台湾省と福建省の二つである。しかも台湾省は、約台湾全土の八〇パーセント以上を占めている。直轄市は台北・高雄の両市である。

(23) 翁・前掲書(註21)一一頁。

(24) 朱・前掲書(註19)一〇—一一頁参照。

(25) 大法官會議解釋第二一号、第七三三号、第八五号。

(26) 大法官會議解釋第三号。

(27) 大法官會議解釋第一九号、第二〇号、第七六号。

(28) 大法官會議解釋第二九号。

(29) 大法官會議解釋第二号、第四号、第九号、第一五号。

(30) 大法官會議解釋第一三三号、第一四号、第三三三号。

(31) 大法官會議解釋第六七号、第七九号、第一一三三号。

(32) 大法官會議解釋第九九号。

(33) 大法官會議解釋第一号。

(34) 大法官會議解釋第七四号。

(35) 大法官會議解釋第七五号、第七七号。

(36) 翁・「憲法之維護者」同・前掲書(註21)四七五頁以下、朱・前掲書(註19)一一—一二頁参照。

(37) 司法院解釋編集委員會編『司法院大法官會議解釋續編(二)』(司法院秘書處・一九九二年)三一頁。

(38) 一九九四年四月二八日の憲法改正を経てから、憲法増補条文第六條第一項は、「監察院は國家の最高監察機關として彈劾、糾弾及び會計監察權を行使し、憲法第九〇條

及び第九四条の同意権に関する規定を適用されないと改正されており、現に同意権は国民大会によって行使されるようになってゐる。

- (39) 司法院解釈編集委員会編・前掲書(註37)二九—三二頁。
- (40) 陶百川『比較監察制度』(三民書局・一九七八年)六一頁。
- (41) 塗懷瑩「大法官釋憲制度的演變與檢討」東方雜誌復刊第一五卷第六期(一九八一年)一二頁。
- (42) 朱・前掲書(註19)六一—七頁參照。
- (43) 楊・前掲論文(註20)九九頁。
- (44) 司法院解釋編集委員会編『司法院大法官會議解釋彙編』(司法院秘書處・一九九一年)二五頁。
- (45) 同・右書一〇九頁。
- (46) 司法院解釋編集委員会編『司法院大法官會議解釋續編(二)』(司法院秘書處・一九九二年)三九頁。
- (47) 朱・前掲書(註19)二二—二三頁、林子儀「權力分立與憲政發展」(月旦出版・一九九三年)二二頁參照。
- (48) 中央法規標準法は、法律の形式的意味を規定する法律である。その第四条は、「法律は、立法院の通過と司法院の公布を経なければならぬ」と規定している。
- (49) 朱武獻「命令與行政規則之區別」同・前掲書(註19)二八六頁。
- (50) 陳・前掲書(註4)六〇頁。
- (51) 林・前掲書(註18)七二頁。
- (52) 翁教授の所説によれば、「法官が法律により獨立して審判を行使する際に、組織された審判機關である法官自体は狹義の法院である」。翁「憲法之維護者—回顧與展望」同・前掲書(註14)四〇—四二頁。
- (53) 翁「憲法之維護者」同・前掲書(註21)四七七頁以下。
- (54) 同じ見解をとっている学説は、薩・前掲書(註3)四二五頁、朱・前掲書(註19)二五頁、陳・前掲書(註4)五六頁など參照。
- (55) 許宗力「普通法院各級法官及行政院評事應否具有違憲審查權」憲政時代第一八卷第三期(一九九三年)四—五頁。
- (56) 同・右論文四五頁。
- (57) 蘇永欽「法官是否應有法律違憲審查權」憲政時代第一八卷第三期(一九九三年)三七—四一頁。
- (58) 同・右論文四五頁。
- (59) 林子儀「普通法院各級法官及行政院評事應否具有違憲審查權」憲政時代第一八卷第三期(一九九三年)一六頁。
- (60) 同・右論文一七頁。
- (61) 董保城「普通法院各級法官及行政院評事應否具有違憲審查權」憲政時代第一八卷第三期(一九九三年)一九—二二頁。
- (62) 李念祖「論我國法院法官之違憲審查義務」憲政時代第

- 一八卷第三期（一九九三年）二四一三四頁参照。
- (63) 翁岳生「論法官之法規審査権（下）」月旦法學雜誌第五期（一九九五年）七七頁。
- (64) 『司法院公報第三五卷第三期（一九九三年）五九頁。
- (65) この委員会は、一九八一年七月に設置され、学識経験者と裁判官の中から一五名程度の委員と一〇名程度の幹事が選任された。同年一〇月に第一回の委員会が開かれて以来、一年にわたって合わせて二五六回の会議が開かれた。行政訴訟法および行政法院組織法の抜本的な改正を目指している組織である。詳細は、木佐茂男・林素鳳「台湾における行政訴訟制度の改革」ジュリスト一〇八一号（一九九五年）九八頁以下参照。
- (66) 『司法院第三序編』司法院行政訴訟制度研究修正資料彙編（六）（司法院秘書処・一九九三年）六〇三頁。
- (67) 同・右書六一一頁。
- (68) 同・右書八一七頁。
- (69) 『司法院秘書処編』行政訴訟法修正草案總說明暨條文對照表（司法院秘書処・一九九三年）三五七―三五八頁。
- (70) 翁・前掲論文（註63）七八頁。
- (71) 同・右論文七八頁。
- (72) 『司法週刊第七一八期（一九五五年）一頁。
- (73) 例えば前にも触れたように、一九九二年一〇月一二日に「各級法院法官および行政法院評事は違憲審査権を有すべきか」というテーマで政治大学で行われたシンポジウムは、このような状況を背景として行われたのである。
- (74) 『司法院公報第三七卷第三期（一九九五年）一―三頁。
- (75) 楊・前掲論文（註20）九九頁。
- (76) 林教授が参照した日本の学説は、兼子一編『註解日本国憲法・上巻』（有斐閣・一九六一年）四八七頁以下、橋本公巨『憲法原論』（有斐閣・一九五九年）二二七頁以下、横川博「生存権の保障」清宮二郎・佐藤功編『憲法講座第2巻』（有斐閣・一九六三年）二一九頁以下、森順次「生存権」覚道・横川・森『総合判例研究叢書 憲法(1)』（有斐閣・一九五八年）一四九頁以下。
- (77) 最大判昭和二三年九月二九日刑集二卷一〇号二三三頁。
- (78) 林紀東『中華民國憲法逐條釋義（一）』（修訂七版）（三民書局・一九九三年）二三九―二四〇頁。
- (79) 薩・前掲書（註3）二二八―二二九頁。
- (80) 代表的な著作として、許慶雄『社會權論』（衆文圖書・一九九一年）。
- (81) 許慶雄『憲政體制與中國關係』（知英文化・一九九五年）一〇〇―一〇一頁。
- (82) 一九八一年二月一八日に言い渡された。司法院解釈編集委員会編『司法院法官會議解釋續編（二）』（司法院秘書処・一九九一年）一七頁。

- (83) 一九八四年一月三〇日に言い渡された。司法院解釈編集委員会編『司法院大法官會議解釋續編(三)』(司法院秘書処・一九九一年)一一一―一三頁。
- (84) 一九八六年二月二八日に言い渡された。同・右書九二頁。
- (85) 同・右書一一五頁。
- (86) 林子儀『權力分立與憲政發展(月旦出版・一九九三年)三二―三三頁、陳・前掲書(註4)六五頁、林錫堯『論人民聲請解釋憲法之制度』(世二書局・一九八四年)八頁参照。
- (87) 一九八〇年一月七日に言い渡された。司法院解釋編集委員会編・前掲書(註37)一八八頁。
- (88) 一九九〇年一月一九日に言い渡された。司法院解釋編集委員会編『司法院大法官會議解釋續編(五)』(司法院秘書処・一九九一年)一三一―一四頁参照。
- (89) 張・前掲書(註1)三八二頁。
- (90) 司法院解釋編集委員会編・前掲書(註37)六五―六七頁。
- (91) 翁・前掲書(註14)二〇二―二〇三頁。
- (92) 司法院解釋編集委員会編・前掲書(註37)四七頁参照。
- (93) 一九七八年九月二九日に言い渡された。同・右書六四頁。
- (94) 一九八二年一月五日に言い渡された。司法院解釋編集委員会編・前掲書(註82)四四頁。
- (95) 一九八三年八月二六日に言い渡された。同・右書九五―九六頁。
- (96) 一九八四年一月二七日に言い渡された。同・右書一一一―一二頁。
- (97) 一九八四年五月二八日に言い渡された。同・右書二二六頁。
- (98) 一九八六年一月三日に言い渡された。司法院解釋編集委員会編・前掲書(註83)七二―七四頁参照。
- (99) 一九八七年三月二〇日に言い渡された。同・右書一四八―一四九頁。
- (100) 司法院解釋編集委員会編・前掲書(註82)四四頁。解釈の翻訳は、楊・前掲論文(註20)一〇一頁参照。
- (101) 同・右書一一一―一二頁参照。
- (102) 司法院解釋編集委員会編・前掲書(註83)一九頁―二〇頁参照。
- (103) 統計資料のデータについて、一九九三年二月までは、蘇永欽『合憲性控制的理論與實際』(月旦出版・一九九四年)二八八―二八九頁により、一九九四年以降の資料は筆者の統計である。
- (104) 若林正丈『台湾』(東京大学出版会・一九九二年)九頁、伊藤潔『台湾』(中央公論社・一九九三年)二一〇―二一五頁参照。
- (105) この紛争は、行政院の政党審議委員会によって、民進党の党綱が違憲かどうかを問題として引き起こされたものである。

- (106) 翁「憲法法庭設立之經過及其意義」同・前掲書(註14) (月旦出版・一九九四年) 四五〇―四五二頁参照。
- (107) 憲法法庭に関する条文は、陶百川ほか編・前掲書(註12) 六〇頁を参照して翻訳したものである。
- (108) 謝瑞智『修憲春秋』(文笙書局・一九九四年) 九九頁。
- (109) 同・右書一七―一八頁。
- (110) 李炳南『憲政改革與國民大會』(月旦出版・一九九三年) 二〇七―二〇八頁。
- (111) 翁・前掲書(註14) 四五三―四五四頁。
- (112) 許慶雄『憲法入門』(月旦出版・一九九四年) 三〇二―三〇三頁。
- (113) 司法院大法官書記処編『司法院大法官解釋續編(七)』(司法院秘書処・一九九四年) 三二八頁―三三〇頁参照。
- (114) 翁・前掲書(註14) 四三七頁。
- (115) 司法院大法官書記処編・前掲書(註13) 三三三頁。
- (116) 月旦法学雜誌編集部『誰該擁有羈押權』問卷調查結果說明」月旦法学雜誌第六期(一九九五年) 六頁。
- (117) 中國時報一九九五年七月一八日一面記事、中時晚報一九九五年一〇月一九日三面記事。
- (118) 中時晚報一九九五年一〇月一九日三面記事。
- (119) 自立週報一九九五年一〇月二七日三面記事、同一九九五年一月二〇日五面記事、聯合晚報一九九五年一月二日二面記事。

(120) 司法院公報第三八卷第二期(一九九六年) 一一二〇頁参照。

おわりに

以上、台湾における違憲審査制の沿革と手続に関する議論を概観してきた。以下、台湾における違憲審査の未来の発展について、若干私見を提出し、本稿の終わりとする。

第一に、司法院の存廃について、第一章第一節で触れたように、司法院は、実際には裁判機関ではなく、大法官会議を除いて、司法行政のみを担当している。そうすると、司法院と大法官会議の間に微妙な関係が存することになる。憲法第七七条は「司法院は国家最高の司法機関であり」と、第七八条は「司法院は、憲法を解釈し、且つ法律及び命令を統一解釈する権を有する」と規定している。しかしこの「最高の司法機関」の長は大法官でもなければ、法官でもない。司法院廃止論も最近では論じられるようになってきた。

第二に、司法院大法官會議と司法院院長との関係について、會議法の時期を経て、案件法第一七条は、「大法官會議は、司法院院長が主席となる。院長が出席できないときは、副院長が

主席となる」と規定している。第三章第一節で検討したように、司法院院長は大法官の身分を有していない。それにもかかわらず、司法院院長は、大法官会議の主席となるという規定は論理的には矛盾しており、また、大法官の職権に干渉するおそれがある。実際に従来、台湾において「司法院院長」という役職は政治的な色彩に富んでいる。まだ政權交代がない台湾においては、司法院院長は政權党の国民党と密接な関係がある。具体的な例として、一九九六年の總統選挙の候補者であった林洋港氏は、かつて司法院院長在任中に、国民党の権力核心の組織である「中央常務委員会」の委員の肩書をも同時に有していた。これは明らかに司法独立の原則に違反し、政治が裁判に干渉する恐れがあるというイメージをもたらし、国民に司法に対する不信を抱かせる原因になる。

司法院院長・副院長を含む司法院を廃止し、司法行政事務を各級法院に所管させるか、司法院の院長・副院長にも大法官の身分を有させ、また政党と政治部門から完全に独立させるかが解決の道であろう。

第三に、大法官の任期について、現在、大法官は任期制を採用し、その任期は九年とされている。また、大法官は、總統が指名し国民大会の同意を経て任命される。一九九六年三月の総

統選挙以降、台湾の總統は国民の直接選挙によって選ばれることとなった。かりに政權交代が実現するならば、總統の任期は四年なので、ある政党の總統の在任中に、すべての大法官の指名権を完全、手中にするが、他方、政權交代が生じたとしても、異なる政党に属する總統の在任中には、大法官の任期は任期満了にならないので、その總統は大法官の指名権を完全に喪失することにならない。また、大法官の任期満了後、急にすべての大法官が更迭されるという極端な可能性もないわけではない。このことは穩健な憲法裁判の運営に危機をもたらさるであろう。大法官任期制を廃止し、終身制・定年制を採用すべきである。また、一定の期間ごとの大法官が適任であるか否かに関する国民投票による審査は国民主權に合致し、解決の方法の一つであろう。

第四に、政府機関による憲法解釈の問題点について、政府機関による憲法解釈の申請主体は、中央機関と地方機関と分けられる。地方機関の中では、県議会による申請が何件か認められたが、県庁による申請はまだ認められていない。

案件法が成立してから、明文で人民・法人・政党は憲法解釈を申請する主体になりうる。県庁も法人格を有するので、もし、地方機関の名で申請することができないとしても、法人の名で

申請すれば、これを認めるべきであろう。とくに地方自治の理念に従って、中央政府との権力分立に基づき中央集権を防ぐために、地方分権が必要であり、地方公共団体の名による憲法解釈の申請は認められるべきであると考えられる。

台湾における違憲審査に関し、第六期大法官が一九九四年一月に就任してから、一九九六年三月二二日まで下した解釈は、一件を除いて、法令の統一解釈が見当たらない。大法官会議による法令の統一解釈の萎縮は、すでに第五期大法官以降その傾向が顕著に見られる。将来の大法官会議は専ら憲法解釈を行う機関に発展していくことになるのか、さらに観察する必要がある。

The System of Judicial Review in Taiwan

Ren Miao LEE*

INTRODUCTION

CHAPTER 1: An Outline of Taiwan's Governmental Structure

Sec. 1: The Constitutional "Separation of Five Powers"

1. The Constitution of the Republic of China
2. The Present Governmental Structure

Sec. 2: The Structure of The Judicial Yuan

1. The Chairman /Vice Chairman
2. Internal Organizational Structure

CHAPTER 2: The History of The Judicial Review System

Sec. 1: The Process Surrounding the Establishment of the Constitution

1. Grand Justices
2. The Understanding Regarding The Judicial Yuan
3. The Establishment of the Judicial Yuan's "Structure Law" and the Inauguration of the Grand Justices' First Term

Sec. 2: The Transformation of the Adjective Law Concerning the Competence of Grand Justices

1. The Council of the Grand Justices Regulation
2. The Council of the Grand Justices Law

CHAPTER 3: The Present Judicial System

Sec. 1: Statutory Provisions

1. The Structure of the Judicial Yuan Law

*Doctoral Student, Faculty of Law, Hokkaido University.

2. The Grand Justices' Judgment Concerning the Matters Law

Sec. 2: Constitutional Interpretation Procedures

1. Constitutional Interpretation upon Application by Governmental Organizations

2. Constitutional Interpretation upon Application by Citizens, Juristic Persons, or Political Parties

Sec. 3: The Constitutional Court

1. Establishment of the Court

2. Operational Procedures

3. The Role of the Constitutional Court

CONCLUSIONS